

平成26年第2回定例会会議録（第5号）

平成26年6月17日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市	長	浜田	博君	副市	長	中尾	薫君						
教	育	長	寺岡悌二君	水道企業管理者	永井	正之君							
総	務	部	長	伊藤慶典君	企	画	部	長	釜堀	秀樹君			
建	設	部	長	岩田弘君	ONSENツーリズム部長	大野	光章君						
生	活	環	境	部	長	浜口善友君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊	博秋君				
消	防	長	笠置高明君	教	育	次	長	豊永	健司君				
政	策	推	進	課	長	稲尾隆君	職	員	課	長	樫山隆士君		
財	産	活	用	課	長	原田勲明君	保	險	年	金	課	長	勝田憲治君
秘	書	広	報	課	長	永野康洋君	自	治	振	興	課	長	安達勤彦君
次	長	兼	観	光	課	長	松永徹君	商	工	課	長	挾間章君	

農林水産課長	八坂秀幸君	環境課参事	羽迫伸雄君
次長兼障害福祉課長	岩尾邦雄君	高齢者福祉課長	中西康太君
健康づくり推進課長	甲斐慶子君	学校教育課長	篠田誠君
生涯学習課長	本田明彦君	生涯学習課参事	赤峰三代子君
消防署長	首藤孝義君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主査	波多野博	主任	甲斐健太郎
主事	穴井寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第5号）

平成26年6月17日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○12 番（猿渡久子君） 90 分欲しいぐらいの状況ですけれども、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず 1 つ目に、障がいのある人もない人もともに生きるまちづくりについてです。

ことしの 4 月 1 日から、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」、「ともに生きる条例」が施行されております。全庁体制で取り組むということを繰り返し答弁されてきましたし、その体制、人員の配置などについても、私も求めてきましたが、その点の状況、取り組みはどのようになっているのでしょうか。各課とも調整についてどの程度できているのか、御答弁ください。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

「ともに生きる条例」が目指す共生社会の実現に向けて、条例に規定する各施策を計画的・効果的に推進するため、別府市共生社会形成プランを策定いたしました。関係各課におきまして、条例の各条項に係る取り組み方針及び具体的な事務事業の計画を策定いたしましたところであり、その進捗状況や成果等についても障害福祉課において掌握するところがあります。また、そのコーディネート等を担う専任職員を障害福祉課内に 1 名配置し、社会福祉士の資格を持つ差別等に関する専門相談員・非常勤職員 2 名を障害福祉課内に配置したところがあります。

○12 番（猿渡久子君） 5 月 10 日に「バリアフリー探検隊」と称しまして、バリアフリーチェックが行われましたが、私もそれに参加をさせていただきました。本当に危ないと思う箇所などもあちこち、国道、県道を含めて見る中で感じましたけれども、その後、改善を求める要望書が出されまして、先日 6 月 9 日にこのメンバーの方、車椅子のメンバーの方も参加をされて県の土木と市の建設部の幾つかの課と一緒に現場を確認していただいたということもお聞きしております。そのような取り組みをされているのは知っているのですが、けれども、「ともに生きる条例」では第 4 条で、「市は、障害のある人への差別の多くが、障害に対する理解の不足から生じていることを踏まえ、障害に対する理解を広め、定着させること」と規定されております。この市民への啓発活動はどのように進めているのか。

また、私もこれまで何度も言ってきましたが、市の職員さんがやはり一番に合理的配慮に対する認識をしっかりと持っていただいて理解を深めていただくことが大事かと思っておりますので、その点の市の職員への研修などをどのようにしているのか御答弁ください。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

市民への理解促進策といたしまして、障がい当事者による障がいに対する理解を深める研修、啓発活動講師団を組織したところであり、それぞれの町内会における集会時において当事者講師及び市職員による研修、啓発を実施することといたしております。

また、職員研修についてでございますが、まずは管理職を対象とし、合理的配慮の必要性を理解してもらう講義、体験、実践による研修を予定しているところがあります。

○12 番（猿渡久子君） まずは管理職からということなのですけれども、研修を進めていただきたいと思えます。

報道されておりますので、もう実名を出させていただきますけれども、先日、土屋雄一さん、エリさんの結婚式が別府駅でありまして、車椅子の花嫁さんがとてもかわいくてきてくださったのですが、私は、この昼の別府駅のほうには行けなかったのですが、夜の野上本館でありましたパーティーのほうには参加をさせていただきました。非常にやっ

ぱりそのパーティー自体、結婚式自体がユニバーサルといいますか、誰もが参加しやすい形で、段差なんかもみんなで車椅子を抱えて移動したりしながらですけども、本当に楽しませていただきました。準備いただいたスタッフの方々の努力のおかげで、私は本当に楽しませていただいたのですけれども、こういうというのは、本当に素晴らしい条例の実践であり、楽しい形での啓発だなというふうに思ったのです。やっぱりこういう企画をしたこと自体が、障がいを持っていても恋愛や結婚を諦めてほしくない、夢を諦めないでもらいたいという気持ちが込められているのですね。だから誰もが、通りがかりの方も気軽に祝福していただけるような企画を組んだということなのです。

「ともに生きる条例」、これを今後実効性あるものにすることが大事なのですけれども、そのためにはやっぱり職員体制が必要だと思うのです。そこで、1つ提案なのですが、精神保健福祉士、精神保健の専門家であります国家資格である精神保健福祉士を正職員として、この福祉のまちである別府が採用すべきではないかということを1つ提案したいと思うのです。

精神保健福祉士は、行政機関でいろいろな支援事業や手続を実施したり、そういうことを担うという面や、地域の中での精神保健福祉の充実発展、そのための現状を分析したり、いろいろな計画をつくったり、そういうことにも携わる。また、関係機関とのネットワークをつくる際のコーディネート役、また就労とか地域移行とかいう場合の実際に支援をしたり、啓発活動をしたり調整役をしたりというような、非常に大事な役割を担っているわけです。今本当に抗ストレス社会と言われますけれども、いろんな部署でそういう専門家の役割は求められていると思うのです。ですから、ぜひ採用が必要ではないかと思うわけですが、また精神障がい者の方というのは、ふえていっていると思うのです。その辺の数がどうなのかということと、現在の状況ですね。精神保健福祉士が別府市にいるのかどうなのか。その辺のことを含めて御答弁いただきたいと思います。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

精神障害者保健福祉手帳所持者数、過去5年間の推移でございます。増加率でございますが、平成21年3月31日時点での数は530名、平成26年3月31日時点での数は886名であり、その増加率は67.2%となっております。

○職員課長（檜山隆士君） では、私のほうからは、精神保健福祉士の配置状況についてお答えをいたします。

まず、配置状況につきましては、保健師資格を有する職員のうち、現在5名がその資格を取得いたしております。また、専任での配置につきましては、職員課の健康相談室に非常勤職員として1名配置をしております。この非常勤職員の業務は、主に現在臨時職員として雇用しております精神障がいの方の支援と、それから職員でメンタルに問題を抱える者の支援が主な業務となっております。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

精神保健福祉士の担う役割というものは、行政にとりましても大変大きなものがあると考えられます。現在、福祉保健部では、平成26年度当初正規職員が185名おりまして、そのうち専門職といたしましては、86名が配置をされております。福祉関係の専門職の採用配置につきましては、その専門職が担う役割を明確にし、関係課の状況を十分把握する中で、今後の福祉行政をどう行っていくのか、しっかり見通しを持ちながら、その年齢構成も念頭に置き十分に検討していきたいと考えております。その中で必要な部分につきましては、人事担当部局と協議を重ねてまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 先ほど精神障がいの手帳所持者ですね、言っていたのは、67.2%ふえているということなのですけれども、精神障がいの場合、特に手帳を持っていらっしゃる方、取得するのに抵抗があったり、持っていられない方もまだまだ

多いと思いますので、実際にはかなりそれ以上にいらっしゃるかと思うのです。やはりニーズというのはあると思いますので、専門性を発揮していただくことが大事だと思います。

保健師さんが5名ですか、資格を持っているということなのですが、保健師さんは健康全体の専門家であり、その中で精神保健福祉士の資格も持っているということなのですけれども、やはり精神保健に特化した専門家である精神保健福祉士のニーズというのはあると思いますので、今後ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、親亡き後の問題解決のことですけれども、これは問題解決策検討委員会で協議をしていくということを言ってきました。それは大事だと思います。それとあわせてもう1つ市民後見人の養成がどうしても必要ではないかと考えます。

先日、厚生環境教育委員会、この常任委員会の視察で5月22日に岡山県笠岡市を訪れまして、勉強をさせていただきました。部長も一緒に行っていただきましたが、市民後見人制度を非常に丁寧に説明いただきました。一般市民による成年後見人の制度ですね、専門家をお願いする後見人とはまた別に、認知症や知的障がいなどで判断能力が不足をされている方に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任をされて本人にかわって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う、こういうものです。笠岡市では、老人福祉法が改正される前から低所得の方も利用しやすくということで取り組んでいらっしゃるそうです。

別府市では、老人福祉法や知的障害者福祉法などに基きまして、審判の請求を行うことが困難な方に対して、かわりに申し立ての手続を行う、またその費用に対する補助制度というのを設けています。その補助制度はあるのですけれども、やはりさらに成年後見人制度をどう充実させるかということで、この市民後見人が必要だと考えますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（湊 博秋君） お答えをいたします。

障がい者の親亡き後の問題、認知症高齢者、また悪質商法、また親族の関係が疎遠である等の事例が、年々増加しているような状況でございます。このような現状を考えれば、市民後見人を育成することは必要であると考えております。また、団塊の世代の方たちが、2025年には後期高齢者になることを考えれば、第三者後見人だけでは限界があると思っております。

猿渡議員がおっしゃった岡山県の笠岡市、県内では中津市、臼杵市で取り組みが行われております。そのような状況を踏まえた中で、やはり別府市としてもそれなりの対応が必要だと考えておりますので、受け皿から、いろんな形から準備をして進めていきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 笠岡では、社会福祉協議会が担っていきまして、いろいろな研修も行っていて、本当に地域福祉の推進を図るという社会福祉協議会の役割をしっかりと発揮していらっしゃるなと思いました。ドラマ「サイレントプア」でも社会福祉協議会の、やっぱり地域の中で安心して暮らしていけるための福祉のまちづくりを目指していく社会福祉協議会の役割というのが紹介をされましたけれども、やはり社会福祉協議会とよく協議をしていただくことが大事なかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

大きな項目2つ目に、生活困窮者自立支援制度の問題を上げていますけれども、これは次に回します。といいますのは、国から具体的な中身が示されていないのですね。ですから、なかなか市町村は動きづらくて困っている。こういう問題がいろんな問題であるなど感じているのですけれども、そういう状況ですので、次の機会に回したいと思います。

では、3番目に上げております観光まちづくりについて。

まず、近鉄跡地の今後についてです。

近鉄跡地の問題は、私は何年も前から何度も何度も質問をしてきました。市として、腹

案として考え方を持っておくべきではないか、しっかり協議をしておかないといけないのではないかということも言ってきましたし、ある時期からは市が購入すべきではないかということも言ってきました。どの程度その辺を真剣に内部で協議をされたのかなというふうな気がするのですけれども、民間に購入されたということで、今既に駐車場がオープンをしています。

市民と議会との対話集会の中で意見が出されました。この近鉄跡地の土地について、今後どのような利用がされていくのか、本当に別府の発展、中心市街地の活性化に役立つようなものにしてもらわなければならないので、市としても、議会としてもその点を会社にぜひ要望してもらいたいというような声が上がりました。この点について市としての考えを聞かせてください。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） 答えいたします。

当用地につきましては、別府市の中心市街地の重要拠点であることの認識については、変わりありません。先方とも、土地を取得した先方とも先日お会いをしました。その中では、中心市街地活性化基本計画、これについても今後の活用策の検討をしていただけるというお話も伺っております。今後については、規制の関係もありますし、市のほうと十分に情報交換をするということをお話をさせていただきました。とりあえずといいますか、まずは今まで空き地であった状況が、中心市街地、有料ではありますが、駐車場として活用が始まったということで、少しは前進したものと考えております。今後については、十分協議、それから要請についてもしていきたいと思います。

○12番（猿渡久子君） 最後、協議、要請をしていきたいと言われたのですか。確認させてください。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） 重要拠点でありますので、十分別府市のために活性化を図れるような施設にならないかという要請はしたいと思います。特に具体的な案ということでは考えておりません。

○12番（猿渡久子君） 市長も新聞報道で、中心市街地の核となる重要な土地なので、活性化を図られるよう要望したいとコメントしていますので、この方向でぜひ要望していただきたいと思います。

では次の問題ですけれども、別府のよさを生かしたまちづくりと観光についてです。

私は、3月の議会でも言いましたけれども、別府には独自の温泉文化があり、観光客の方が多く訪れる別府駅の近くに別府八湯の全体がわかるような別府の歴史など、別府の温泉の歴史などもわかるような年表などが見られるような施設があるといいなということを申し上げました。

ソルパセオ銀座の商店街の中に別府市まちなか交流館が、この4月にオープンしましたね。先日、私もここを見させていただきましたけれども、この建物を別府温泉文化資料館的な形で活用できないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○商工課長（挾間 章君） 答えいたします。

まちなか交流館につきましては、現在イベント等の開催可能な貸し館として利用させていただいております。その温泉文化資料館としての常設的なものには、ちょっと展示は難しいかと思っておりますが、現在、油屋熊八の生きた時代のパネル写真展や歴史的建築物の写真を展示しております。来場者にどんな展示物の希望があるか等のアンケートをとっておりますので、今後、温泉文化資料館等を展示していくことも検討していきたいと思っております。

○12番（猿渡久子君） 私は、先日5月24、25日の両日、「全国小さくても輝く自治体フォーラム in 九重」、これに参加をさせていただきました。本当に勉強になりました。そのときに強調されていたのが、地元の「あるもの探し」をしようということなのです。地元を知

ることによって本当に地域の普通のおじちゃん、おばちゃんたち、地域の皆さんが地元をもっと好きになって、そして自慢したくなる。そのことによって小さい村や町が本当に活性化をしている、そういう事例がたくさん紹介をされました。

1つだけ紹介しますが、宮崎県の西米良村、これは平家の落人の村なのです。人口が1,249人、来月1人赤ちゃんが生まれますとあって、村長さんがそこまで把握をされていて言われていましたけれども、そういうまちで、例えば朝、地域の皆さんが温泉に掃除に行くのです。「朝風呂会」と言うのですけれども、朝お風呂に入りに行くのではなくて掃除に行くというのです。90代のおばあちゃんも掃除を一生懸命して、朝早いのは、高齢者の方は得意なので、それによって90代の方も元気になって生き生きしている。いろんな取り組みがあるのですが、いろんな取り組みをする中で、その1,249人の村に年間14万人の観光客が来るというのです。そういうような、もう全国各地で地元を再認識しよう、地元を知ることによって地元をもっともっと好きになって、もっともっとPRしたくなるという取り組みが進んでいて、そういうあちこちの取り組みが紹介をされたのです。

やはり私は思うのですけれども、別府にはすばらしい魅力がたくさんあるけれども、なかなかそれを十分に生かしきれていない、PRしきれていないのではないかと思います。

ちょっとここで、議長に事前に許可をいただいていますので、パネルも示させていただきながら話したいと思うのですけれども、これは照湯なのですが、ちょっと見にくいかもしれませんが、照湯は、1287年に発見をされて、1842年から本格的に開発をされた。玖珠の森藩の飛び地だったわけですね。久留島の殿様が開発していったそうなのですけれども、一の湯、二の湯、三の湯、そして蒸し湯に滝湯もあった。お客さん専用のお風呂もあり、殿様専用のお風呂もあった。お茶屋があったり、庭園があったり、築山があったりということで、当時の江戸時代の一大温泉保養ランド的な存在だったということが、別府市誌に出てきます。

ちょっと詳しい方に聞いてみましたら、これは完成予想図だったというのですね。お客さん用の湯だとか殿様の湯だとか、このあたりは史跡が確認されているけれども、川下のほうはちょっとどうだか確認されていないというお話も教えていただいたのですが、とにかくすばらしい温泉文化が江戸時代、1850年ごろにも花開いていたということは確認できると思うのです。

こちらは浜脇温泉。この浜脇の「わき」は、温泉が「湧く」、お湯が「湧く」という字を使っていますね、昔は。「明治14年」となっていますが、浜脇の東温泉、西温泉ですね。絵ですから、ある程度の誇張はあったのではないかなということなのではけれども、ものすごいお客さんでにぎわっている様子が描かれていまして、砂湯、ここに寝ている姿があるのですが、砂湯もあったのではないかなというようなことです。この当時は、これは「明治14年」となっていますが、明治になってからの絵だということは間違いない。明治9年の時点では鉄輪村、別府村、浜脇村を中心に旅館が142軒あったという記録があります。明治22年ごろには、旅館に温泉があるところは少なく、共同大浴場中心の温泉場だったというふうなことで、旅館ができていったけれども、旅館の中に内湯ができていったのは、まだ随分その後だというような記述が、別府市誌にも出てまいります。そういうように、本当に昔からの温泉文化があるわけです。

もっとさかのぼりますと、奈良時代以前から非常に豊かな温泉があったということは、神話なのですが、8世紀初めの「伊予国風土記」に出てくるのです。四国まで地下で温泉を引いたというような話が出てきたりしますけれども、とにかくその奈良時代以前から豊かな別府の温泉が広く知られていたということがうかがえるというふうに、別府市誌に記述が出てまいります。

そのように歴史ある温泉文化というのを、我々市民がもっともっと知る機会というのが

要と思うのです。今いろんな場がありまして、専門家というか、関心の高い方は熊八大学だとか、いろんなところで学んだりはされていますけれども、町なかのそういうまちなか交流館で、例えば史談会の方だとか、そういう詳しい方に一般の普通の市民がお話を聞いたり、こういう視覚で訴えるものも見ていただきながら学ぶというようなことをしていくと、普通の市民が、「ちょっと、ちょっと、知っちゃおかえ」というような格好で自慢したくなる、通りがかりの方とかから、「どこがお勧めですか」とか聞かれたりする場合がありますよね。やっぱりそういうときとかでも話したくなるというふうなPRの仕方、また、今インターネットも発達していますので、いろんな形で発信していくというような格好になっていくといいのではないかなと思うわけです。

私は、また温泉の……、あ、済みません、バリアフリー観光についてということでも上げていますが、「ユニバーサル観光」というふうな表現のほうがよかったかなと思っていますが、昨年の12月議会でこのことを質問しましたが、その後、やっぱりそういうバリアフリー観光センターができていたり、マンパワーを活用するような取り組みが進んでいます。そういう中で行政としては、この状況、今後の方向性をどのように考えているのか、まず御答弁いただきたいと思います。

○次長兼観光課長（松永 徹君） 答えいたします。

まず、その後の対応状況ということでございますが、新年度早々に関係課並びに関係団体との意見交換等を行いました。既に関係団体におきましては、ユニバーサル観光についての情報収集を行うとともに、従業員のスキルアップの研修などの検討を始めているところでございます。

次に、今後の方向性でございますが、全ての人が楽しめ、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指すものと国が示しておりまして、超高齢化社会も目前に迫る中、ハード・ソフト両面においてのさまざまな課題を取り除くことが必要と考えております。

今後も関係課、関係団体との連携を図るとともに、国、県等の動向を注視しながら、誰もが訪れやすい観光地を目指して取り組んでまいります。

○12番（猿渡久子君） バリアを取り除くことが必要と考えていますということなのですが、私が思うのは、そういう段階的な考え方、ここまで行ったらというような段階的な考え方ではなくて、ある方なんかは、バリアがあるからこそ感動があるのだ。行けないと思っていたお風呂にみんなで、マンパワーと一緒に抱えたりしながら入ることで、だからこそ感動があるのだとおっしゃる方もいらっしゃいます。だから、バリアを取り除いていくということはもちろん大事なのですが、それを達成しないと次の段階に行かないというのではなくて、同時並行でやっていくことが大事なのではないかなというふうに思っています。

別府をもっとよく知り、もっとPRしていこうというときに、別府って一体幾つ温泉があるのだろうというふうに思ったりするのです。先日、荒金議員への答弁の中で市有区営が69、区有区営が15、組合温泉が11という答弁でした。これを合計すると95になります。競輪とかも含めまして市営温泉が19ありますので、市が把握しているものといったら114ということになるのです。しかし、この「温泉本」では141カ所ありまして、これはホテル・旅館の我々が立ち寄り湯で、お泊まり客ではなくても入れるところを含めて141カ所あります。足湯と肘湯を除いても135あります。この市のパンフレットには、区分の仕方が若干さっきの答弁と違うのですが、とにかく134あります。市営が19、その他が77、組合員温泉が38ということで134あります。それを、ダブリを省きまして合計しますと、192カ所になります。一般の立ち寄り湯ができない、お泊まり客だけの温泉もたくさんありまして、それをホテル旅館組合の加盟名簿から見せていただきました、インターネットで見られますので、見せていただいて、ダブリを省きますと、合計250と

いうところまで来ました、私見で。しかし、斎藤雅樹さんによりますと、別府市内に温泉施設は400カ所ほどあると言っています。ですから、とにかく本当にこんなにたくさん地域の中に温泉があるというのは、別府しかないわけです。先日もそういうお話がありましたが、バリエーション豊かで本当に別府にしかない財産だと思うのですけれども、その辺のところの市としての認識ですね。位置づけですよね。

先日も温泉、共同温泉を守るために何が必要かという論議がありました。そういう論議は、もう何年も前からずっといろんな方が質問をしてきています。しかし、具体的には進んでいていないではないかというのが、先日の市民と議会との対話集会での御意見だったのです。だから、まずその位置づけを市としてどう考えているのか、そこを聞きたいのですけれども、どうですか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） 答えいたします。

昨日も答弁したとおり共同温泉については、別府市特有の大切な温泉文化として育んできましたし、またこれからも継承していかなければならない文化と考えております。

○12番（猿渡久子君） そうなのですね。だから、位置づけは今答弁いただいたのですけれども、そう言うならば何ができるかということになるのですよね。その具体策が必要だと思うのですけれども、私はいろんな方と話していきまして、やっぱりいろんな方と何とかいい知恵がないかと話していると、いろんな知恵が出るものですね。

以前も水道料金の補助ができないかということも言ったこともありますけれども、それも実現していないのですね。今、湯雨竹、ありますよね。水を使わずに温泉を冷やして水を足さなくていいような湯雨竹だとか、それ以外にもいろんな方法があると思うのですけれども、そういうことでの支援ができないか。技術的な支援だとか、そういう設備を整えるための補助を含めて考えられないか。そういうことについてはどうでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） ただいまの御質問についてですけれども、特に技術的支援、各共同温泉によって広さ、それからお湯の出口の状況、そういったものが違っておりますので、一概に今言われた湯雨竹が使えるところと使えないところがあると思います。そういったことも含めて技術的支援については、各共同温泉のほうで問題があれば、その課題について対応させていただきたいと思います。

○12番（猿渡久子君） やっぱり共同温泉を守っていくために、地域の皆さんは本当に努力をされていると思うのです。そして、私たちも100円払って入ることが少しでも協力になればと思っていますし、いろんな形でPRを発信したりもしているつもりなのですけれども、やっぱりそういう中でさっきからずっと、市民が別府のことをもっと知ることが大事だということを言ってきたのですけれども、ぜひ職員の皆さんもあちこちの温泉を体験していただきたいと思うのです。やっぱり私はあちこち入ってみて、これまで入ったこともなかったことが恥ずかしくなりました、やっぱり入ったこともなくて「ここがお勧めですよ」というふうなこともなかなか言えないし、経験してみることで、本当に別府に住んで幸せだなというのを実感しているのです。毎日、もちろん家で入るときもありますけれども、あちこちの温泉へ行くとストレスも疲れも全部お湯に流してという感じで、とても幸せな気持ちで一日を終えて、別府に暮らしてこの温泉を享受できて何て幸せなのだろうと思うのです。そうやってやっぱり別府市民が別府に住んだ幸せを実感する。理屈ではたくさん温泉があつてとわかっていただけけれども、理屈ではなくてやっぱり実感をしていくということが、別府の活性化にとって大事だと思いますので、ぜひ研修に取り入れてもらいたいと思うぐらいなのです。

ですから、ぜひ皆さん体験していただいて、「ここがお勧めですよ」というような形で発信していくといいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

では、次の問題に移ります。

湯山の山火事の対応と生かすべき課題についてです。

これは、4月24日に湯山で発生しました山火事です。本当に大変だったわけですが、消防を初め危機管理、いろんな関係課が対応されたと思うのですが、お疲れさまと申し上げたいと思います。

まず、この出火原因と山火事の概要について、消防本部から説明いただきたいと思います。

○消防署長（首藤孝義君） お答えいたします。

最初に概要ですが、火災の種別は林野火災です。

消防の確知した時間は、4月24日の18時54分です。

場所は、別府市大字野田字河原奥の湯山クレ射撃場の南西側の市の有地です。枯れ草が60万7,000平方メートル焼失したもので、人的被害についてはありませんでした。

出動車両と人員におきましては、別府市消防本部が20台の106名、別府市消防団が14台の130名です。それから、大分県常備消防相互応援協定に基づき出動要請をしました。大分市消防局が1台2名と由布市消防本部が2台の8名です。そして、災害派遣要請をいたしました。自衛隊別府駐屯地からの隊員362名と警察31名でございます。ヘリコプターについては、自衛隊機3機の36名、大分県防災ヘリコプター1機の8名であります。合計、車両37台の、人員683名と、ヘリ4機で消火活動に当たりまして、翌4月25日の10時07分に鎮火いたしました。

次に、出火原因につきましてですが、警察と消防が合同で調査を行いました。出火原因を特定することができなかったために、不明ということで処理をいたしておりますが、調査継続中でございます。

○12番（猿渡久子君） 夜を徹しての消火活動で、本当にいろんな機関と連携をして消火に当たられまして、683名が消火に当たられたということで、本当にお疲れさまでした。翌日、続けての勤務の方もいらっしゃって大変だったと思うのですが、近所の方などから、「おかげで住宅、人的な被害がなくて本当にありがたかった。感謝している」という言葉が寄せられています。

こういう大規模な災害の場合には、先ほどお話がありましたように、応援協定を結んでいますので、それに基づいて各機関と連携していくということが大事だなというふうに思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

私は、平野会派長と一緒に鎮火直後の10時半ぐらいに現場に行かせてもらいまして、近所の方とお話をさせてもらったり、許可をいただいて現場を見せてもらったりもしました。野焼きが十数年されていないというふうな報道もありましたけれども、防火帯の果たす役割が本当に大きいなということを感じました。

まず、その野焼きの状況なのですが、現在別府市内で野焼きを実施している場所というのは、どこがあるのでしょうか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

平成26年、ことしの春に野焼きのために火入れ許可を出した場所は、天間地区の95ヘクタール、十文字原テレビ塔下の野田地区15ヘクタール、明礬地区16ヘクタール、温泉まつりで焼きますところの扇山95ヘクタール、そして、由布市所有で由布岳麓43ヘクタールの5カ所、合計面積264ヘクタールです。そのほかに、国の所有地で陸上自衛隊が実施します十文字原演習場と扇山訓練場の2カ所約244ヘクタールがあります。

○12番（猿渡久子君） 野焼きを実施している場所の周りに防火帯があるわけですね。その防火帯というのは、状況はどうなっているのか。誰が管理しているのでしょうか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

別府市の火入れに関する条例により、火入れ責任者が、火入れ地の周囲に防火帯を設置

するようになっております。また、施行規則により、その幅は6メートル以上となっております。防火帯の火入れ申請によると、天間地区は10から20メートル、野田地区が12メートル、明礬地区が10メートル、扇山と由布岳麓が15メートルとなっております。陸上自衛隊の実施箇所につきましては、幅が約30メートルとなっております。

なお、火入れ地の周囲で別府市有林と隣接しておる部分につきましては、農林水産課のほうで防火帯を設置しております。

- 12番（猿渡久子君） 野焼きをする人たちが防火帯を管理するということですので、野焼きができなくなってしまうと防火帯の管理ができなくなってしまう。そうすると山火事が広範に広がってしまうということになると思うのです。ですから、今回の教訓として、やはり野焼きを続けていくということが大事だと思うのです。防火帯の管理もしっかりしていく。

牧草の必要性というのは、減ってきていると思うのですけれども、景観を守るとか希少植物を守るとか、そういう意味でも野焼きは重要だと言われていまして、阿蘇では野焼きボランティアを募って、初心者講習をやったり、九重町では野焼き実行委員会をつくって、補助も出して30年ぶりに野焼きを再開したとか、自然観察会もしているとかいうふうに聞いています。天間にはヒゴダイとか自生のキキョウとか、そういう絶滅危惧種の貴重な植物もあるということです。由布市では、塚原の死亡事故以降、強風注意報や火災警報などが出ている場合は火入れをしないなど、許可を出す際に気象台の発表を考慮して対応しているということもお聞きをしました。

とにかく高齢化をしていますね。そういう中でやはり野焼きを続けていくために、そういう先進地といいますか、そういうところの取り組みに学ぶべきだと思うのですが、それにもまず、地元との協議をしなければならないと思いますので、地元とよく協議しながら後継者づくりに取り組んでいってもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

現在、野焼きにつきましては、各地区の採草組合等が中心になって実施をされておりますが、今回の火災の翌日に地元の組合長さんともお話をする機会があったのですが、議員さん御指摘のように、組合員の高齢化が今進んでおります。また、そういうこともありまして、年を追うごとに野焼きの実施が難しくなってくるのではないかというふうに思っております。

各地区の野焼きのノウハウ、また後継者の育成につきましては、これは各採草組合の共通した課題だと思っておりますので、当課が所管をしております十文字原演習場周辺地区対策協議会等を通じて関係者と意見交換、また協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

- 12番（猿渡久子君） よろしくお願ひします。

では、最後に情報提供、情報共有の問題です。

私は、3月のときにもこの辺をちょっと言いましたけれども、今別府市のホームページは、災害緊急情報の欄がありますけれども、これには、避難勧告が出た場合などにここのアップをしていくと思うのです。しかし、そういう場合だけではなくて、もっといろんな災害の情報というのは市民が求めていると思いますので、もっとさまざまな災害情報をそこにアップしていくことができないのかと思いますが、どうですか。

- 企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

議員御指摘のように、災害時につきましては、その正確な情報をもって市民の方に早目に行動していただくということが非常に大切になります。また、一方でそういう情報を見ることによって市民の不安解消につながるのではないかと考えてございますが、議員御指摘のように、ただいま市のホームページで緊急災害情報については、避難勧告等の

表示しかございませんので、今後より市民の皆さんに情報を伝達する方法の1つとして活用を図っていきたいというふうに考えております。

- 12番（猿渡久子君） もう1つ、役所内の情報共有、これも電子掲示板みたいな形でできると思うのです。そういうことをやっている自治体はあります。県やいろんな機関とそういう形で共有している自治体もありますので、少なくとも市の中で情報共有をして迅速に対応できるように、適確に対応できるようにすべきと思いますが、その点はどうですか。

- 企画部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

職員の情報共有につきましては、今、危機管理課のほうに情報集約するようにしております。また、その情報をいかに職員に伝達するかということにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

- 12番（猿渡久子君） 今そういうシステムというのはありますので、ぜひやっていただきたいと思います。

では、教育の問題の質問に移ってまいります。

この教育の部分では、（4）子どもたちの居場所づくり、学習の場づくりから入ってまいります。

これも市民と議会との対話集会で出された意見なのですが、高校生や中学生を含めて勉強する場所、放課後に勉強する場所が、もっとあちこちにあるといいという御意見が出されています。その点、地区公民館などをもっと活用すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

- 生涯学習課参事（赤峰三代子君） お答えいたします。

高校生は、地区公民館で学習することができるようになっております。昨年度、市報の7月号におきまして、各地区公民館の児童室や学習室、図書室で学習できることを記載いたしました。対象は、小学生から高校生となっております。本年度も市報7月号におきまして、公民館の利用について広報する予定でございます。

ただし、公民館は、公民館主催の講座や社会教育関係団体等の利用も多く、音楽やダンス等で静かな環境を保つことができない曜日や時間帯があることも考えられます。そのことを御了承いただき、学習の場として利用していただくことは、これまでどおり可能でございます。

昨年度は、市報だけの広報で、全ての高校生に公民館利用について周知できていなかったのではないかと思います。そこで、本年度は、学校を通してお知らせするなど広報活動を行ってまいりたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） しっかり周知していただいて、活用を図っていただきたいと思います。

もう1つ、子どもの居場所づくりで児童クラブのことを私は12月議会にも3月の議会にも求めてきました。特に朝日の児童クラブが、スペースが狭くて大変だということを申し上げてきて、早急に対応してもらいたいということを言ってきたわけですが、その後どうなっているのでしょうか。

- 教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

御指摘の件につきましては、関係課と協議するとともに、現地の視察も行いました。中でも朝日小学校につきましては、敷地が狭く、新たにクラブを設置するスペースを確保できない状況でございます。子どもたちの遊ぶ場所も十分にありませんので、幼稚園の園庭を開放するようにしたところでございます。

放課後児童クラブの設置や運営につきましては、今後とも関係課との連携を密にいたしまして、保護者や子どもたちが安心して安全に過ごせるよう配慮していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 幼稚園の園庭が使えるようになったのは、本当にありがたいと思うのです。しかし、苦言を言わなければならないのです。対応が遅かったと思うのです。その間にけがをしている子どもさんがいるのです。2人骨折したりけがをしているということなので、やはりもっと早い対応が求められたと思います。予算がつかなくてもそういうふうな、もちろん今後予算をつけて本格的な改善が要ると思いますけれども、それに至るまでの間にもできることというのはあると思いますので、今後もしっかり協議して協力体制をとって頑張っていただきたいと思います。

では、エアコンの問題ですけれども、これは先日も答弁がありましたが、私は、調査をするまでもなくエアコンは必要だと思っています。これは試算をしているのでしょうか。金額を言えますでしょうか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

室温調査も必要ではあるかというふうなことは認識しております。また、この件につきましては、次世代を担う児童生徒にとりまして、よりよい環境でよりよい教育を受けさせたいという心情は、教育委員会としても願っているところでございます。また、エアコンの設置の必要性につきましては、十分認識しているところでございます。

お尋ねの費用でございます。これはあくまでも概算でございますが、幼稚園の場合、設置した場合6,000万円、小学校の場合は約6億円、中学校の場合は2億6,400万円でございます。また、加えて年間の電気料でございますが、これは幼稚園1日4時間で60日使用した場合、小中学校につきましては、1日6時間で60日使用した場合の概算でございますが、幼稚園では375万円、小学校では約3,600万円、中学校では1,680万円と試算されております。これにつきまして、今後小学校の統合、中学校の統合、また学校のみならず各教育施設の外壁落下や雨漏りを防止するなどの長寿命化対策等、多くの課題がございます。エアコン設置につきましては、これらの主要事業との優先順位を考えるとともに、校舎の長寿命化を図る工事と調整していくなど検討していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 普通教室へのエアコンですけれども、私は少なくとも幼稚園は必要だと思うのです。保育所とか私立の幼稚園にはあるわけですから、同じ年齢の子どもたちが通う幼稚園には最低限早く優先してつけるべきだと思っていますので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

この後いろいろな項目を上げていましたけれども、時間がなくなりました。申しわけありません。

職員の多忙化が言われる中で事務量を減らすということが必要だということが、市民と議会との対話集会の中で学校評議員の方から切実に出されました。これは教育長も聞いていらっしゃるの、今後さらにこの部分、努力をしていただきたい。

そして、学校図書館司書さんとかスクールサポーター、そして学校にも精神保健福祉士、学校現場というよりも総合教育センターなどに今、臨床心理士さんがいますけれども、そのうちの1人を精神の専門の精神保健福祉士さんを置くだとかというふうな形をとると、いろんなアドバイスがいただけたら違う専門分野の方々が学び合ったりということができると思うので、必要だと思っています。

正規の先生が少なく、非常勤講師がふえていますので、特に県に対して正規の教員をふやすように求めていただきたい。その点だけ教育長より答弁いただけますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、非常勤職員も正規の職員と同様に子どもの教育に一生懸命当たってもらっています。これまで同様、県教委に対しましても要望してまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 学校図書館の司書などについて、課長より簡潔に答弁いただけます

か。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

学校図書館の活用については、小学校においても、昨年度４月と比較して利用者が12%、貸し出し冊数が約23%ふえております。

議員御指摘のように、学校図書館司書、スクールサポーター等につきましては、その成果も大変大きいと認識しております。特に学校図書館司書につきましては、将来的には小学校にも全校配置が望ましいと考えておりますが、今後の配置については、関係各課と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、市長から九州市長会、全国市長会において学校図書館司書、心の専門家であるスクールカウンセラー、いきいきプラン支援員である特別教育支援員の増員については、国による積極的な支援が不可欠である旨が全会一致で決議され、要望していると伺っております。

○17番（野口哲男君） 私は、これまで4期議員を続けてまいりましたがけれども、市民の皆様から非常に厳しい指摘あるいは注意を受けております。それはどういうことかといいますと、どうも別府市議会は、行政となれ合いで余り深く議論もしていないのではないかと、一過性である。議会で答弁が終われば、その場限りで、後は何もない、何もしない。期待もしていないが、何のために議会を開催しているのか。ということは、議会がチェック機関としてその権能を発揮せずに機能を果たしていないのではないかと、そういう厳しい指摘もなされております。

このことは、議会人として大いに反省して、もっともっと市民の負託に応えるべく改革を行っていかねばならないと思っておりますが、このような指摘に対して、行政としてはどのように捉えておられるのか、答弁をお願いします。

○総務部長（伊藤慶典君） お答えさせていただきます。

市民の方からさまざまな御要望をいただいております。その際に即答して回答できること、それからすぐに実行に移せるもの、それからその場ではすぐに結論を出しにくいもの、協議が必要なもの、また外部の方との折衝も必要なものと、いろんな形で対応が必要になってくようかというふうに思っています。ただ、市民の方からの例えば事業の中間報告であったりとか、そういう点について十分に説明がなされないと、やはり行政に対する不安というのは当然出てくるものというふうに思っておりますので、そのあたりの説明責任については、今後十分に果たしていかなければならないというふうに考えております。

○17番（野口哲男君） 今、「説明責任」という言葉が出ましたがけれども、やっぱりこれまでのいろんな不祥事があった。詐欺事件とかいろいろありました。その点について、市長は常々「市民の目線で」と言われております。そして「私の思いを伝えたかった」。しかし、こういう不祥事等について市民にわかりやすく説明がなかったのではないかとという指摘もありますが、その点についてはいかがですか。

○建設部長（岩田 弘君） 大変済みません。お答えいたします。

先ほど議員さん言われた用地買収に絡む詐欺事件等ということだったので、建設部でお答えさせていただきます。

これまでに議会ですたびたび前建設部長がこの問題について答弁してきたところでございます。また、この用地買収の売買契約につきましては、書類等の若干の指摘事項があったのも事実でございます。また、このことについて、市役所の職員に対する有印私文書偽造、同行使の告訴等についても、その後不起訴処分となっております。

以上で、正式に議会には報告はいたしておりません。

○17番（野口哲男君） そういうことをやっぱり市民の方々にわかりやすく説明すべきだと

思いますよ。議会の中でも、これはどうなったのだろうか、答えがわかっていない人が非常に多いのです。

そういう意味ではこの一連の不祥事等でコンプライアンスという問題が出ています。今、終礼とか朝礼とかいうことで、できるだけコミュニケーションをとりながら、二度と不祥事が起きないようにするという取り組みをされているということでございますけれども、法令とかルールとか、そういうものをもう少し企業倫理というか、そういうものをしっかり行政の中でお互いに、上司も部下も議論をしながら、その部内あるいは課内で議論をしていくというようなことが必要ではないかと私は思います。

とにかく市民として遵守すべき道德規範とか、そういうものがなかったからこそこういうことが起きたと言われても仕方ないわけですから、このコンプライアンスに反する事件が後を絶たないというのは、どうも分析すると、市役所全体の集団的な利益というのが、個々の意見を潰してしまうというか、聞かない、そういうふうな状況が生まれているのではないかと。だから、組織風土というものが非常に古い市役所という1つの体制に凝り固まってしまっているのではないかと。このようなものを、市長、やっぱり打破しながら新しいチームとしての市役所をつくり上げていくということが必要ではないかと思えます。

そういうことで、今の市役所の中でどのような取り組みが行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

さきの議会で不祥事の再発防止策といたしまして、公務員倫理研修指導者を新たに6名養成するほか、朝礼、終礼を実施して、職員間のコミュニケーションを図りたい旨、回答させていただきました。

その後の取り組みといたしましては、公務員倫理研修指導者がサポートする中で部長みずからが推進者となり、部ごと、課ごとに目標設定をいたしました。これに基づき各課では、課または各係単位で朝礼、終礼を実施し、職員同士のコミュニケーションを図り、不祥事が起きない組織づくりに努めております。また、これ以外にも不祥事防止の啓発ビデオを活用した職員研修も、もう既に各課単位で実施しているところでございます。

いずれにしても、一度失った信頼を取り戻すのは、容易なことではございません。職員みずからが当事者となった取り組みを今後とも進めてまいりたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 大体の取り組みはわかりました。結果が出ることを期待しております。しかしながら、やっぱりこの問題については、フィンランドで発祥したリレーリングというのがあるのです。チームをもう一回つくり直す、そういう意味で今のこの組織、あるいは今の体制でこれでいいのかどうかという、ひとつ検討をやっぱり加えていかないと、この部分でこれだけやったからもういいだろうという部分では、結論が出ないのではないかと思います。だから、このリレーリングというのは、旭化成の陸上部あたりは、これを取り入れてやっているのですけれども、人を育てる意識とか考える組織をつくる。こういうものを構築するために、特に若手の心をノックするといいますか、そういう意味では、私はある市民から提案を受けましたけれども、これだけの問題がいろいろ起こるのであれば、新規採用した職員を自衛隊に1週間入れたらどうかというような提案も受けております。だから、そういう意味ではやっぱり集団行動というものが、今の若い人たちに欠落をしているのではないかと。特にテレビでやっていますけれども、日体大の行進を見ていると、あれだけのやっぱりものをつくり上げていくには、それなりに相当な努力が要る。だから、一糸乱れずああいうことができるということを目指すのであれば、このリレーリング、チームをつくり直しながら組織を見直して、そしてやっていかなければならないのではないかと。というふうに思っております。

それで、今のピラミッド型の組織から、そういうふうな例えば平準化した水平的な組織、そういうものにつくりかえていくというのは、これは一日ではできないことだと思いますけれども、今後やっぱり検討していく必要があると思います。そういう意味では今の組織というものについて、どのような評価をして、どのようにこれから、人事評価も後で言いますけれども、取り入れようとするのであれば、どのような方向に持っていこうとしているのか、それについてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

私自身も、組織というものはどこに軸足を置くべきかという点につきましては、組織内ではなくて住民という目線をしっかり持たないといけないと思います。そのためにさまざまな、別府市だけではなくていろんな部分の組織でも一定程度の足踏み、また検討がされている昨今でございますので、この組織のあり方自体は、やはり常に見直して新しい時代に即応すべき考えを持って当たるべきだというふうに考えております。

○17番（野口哲男君） まさに副市長の言うとおりで。やっぱり時代に対応していくためには、常に組織を変革していかなければならない。これは、市役所でもどの一般の企業でも同じことです。それに乗りおくれれば企業倒産とかいろんな問題が起きるわけでありますから、これは常にこの市役所の中でそれにつかさどる人たちが、どういう方向がいいのかということを研究していくべきだというふうに、提案をしておきます。

そして、この中で、この前私どもの常任委員会で小野市に視察に行っていました。これは久しぶりに私も行ったのです。もう10年ぐらい前ですか、行ったことがあるのですけれども、ここの市長は蓬萊さんという全国的にも有名な市長さんです。年間の視察が300回ぐらいという大変全国から視察が押し寄せる有名な市なのですけれども、その小野市の行政というのは、小野市は行政を経営していくのだと。この人は、もともと行政マンではないのです、企業マンです、企業の出身なのです。そういう中で行政経営戦略の4つの柱というのがあるのですけれども、まず顧客満足度志向、それから成果主義を取り入れる、それからオンリーワンということ、そして先手管理。私はこれをいつも言いますが、管理というものは、管理者というものは、常に事前障害除去作業というものが必要である。これはどこでも言われておりますけれども、やっぱり部下を実力以上、実力以上に働いていただけるとすれば、そういう観点で仕事に取り組んでいく。だから管理職手当というものは、そういう点では非常に今の管理職手当としては、私は市役所の手当はちょっと安いのではないかなというような気もしますけれども、そういう点も含めてやっていかれる。

ここは、情報の一元化と水平化というのをやっておるのです。まず「ハウレンソウ」というような「報告・連絡・相談」。この「報・連・相」というものはどういう仕組みにしているかということ、事件とか事故とか、それから業務上のミスとか、それからマスコミからの取材、あるいは新聞記事とか視察情報等について、所属長が内容を、「報・連・相シート」というのがあるのですね、それに書き込んで市長に報告するわけです、メールで。メールで市長に報告する。そうすると、市長は、供覧後はコメントとか指示等も含めて、特別職から、それから全部長へ供覧して、情報を水平展開する。だから、市役所の中で例えば施設部とかそういう、教育委員会でも観光課でも、いろんな問題が出てきても、それを全て管理職が水平に共有している。そういうものができ上がるわけです。結局これは情報に対する職員の意識改革。こういう情報が出た場合にはどういうふうに対応するのかという職員そのものが意識改革をするという1つの大きな目的がある。それから、課題抽出能力。その情報の中から何が課題なのかということを出し、そしてそれで整理をしていく。こういう能力を向上していく。

だから、部下が行う報告・連絡というのは、いつも言われる報告・連絡と相談ですね。

しかし、上司が行う「報・連・相」は、方向性を指し示して組織をまとめて、そして総括して全体の業務を遂行していくということなのです。これは非常に的を射た、例えば別府市役所の中でもこれを全て取り入れるということは非常に難しいかもしれませんが、小野市がやっていることが、別府市ができないことはないのです。そういう意味では先ほど申し上げましたように、できるだけ組織とか、そういうものを見直しながら、それから市長の思いを伝えるのであれば、市長、そういう方向で全体の情報を市の職員に共有してもらい、そういう取り組みが必要だと思います。そういう点ではいかがですか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員がおっしゃった部分につきまして、私自体が行政の全般の事務を統括する役職、職務にあります。そういう中で組織全体が生き生きと動くためにというふうな知恵であれば、早速検討して取り入れられるものはしっかり取り入れていきたいと思っています。

○17番（野口哲男君） そういうふうに、柔軟に対応するということが必要ではないかと思っています。いいことをやっているところのまねをするということも必要ですし、その中からまた新しい何かを得ていくということが非常に必要ではないでしょうか。

そういうことで、この人事管理制度の中で評価制度、これは、私が所属しております行財政・議会改革等推進特別委員会の中で、人事評価制度について議論をしてみました。しかし、残念ながらこれまでの段階ではどうもこの評価制度というものが、既に施行されているとはいいながらも、よくこの組織をまとめていくような、あるいは抜本的な人事評価につながるのかどうかということについてちょっと疑義があるので、今どの程度までやっているのかということ、もう施行しているということですから、その点についてお聞かせください。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

別府市では、平成24年8月に「キャリアアッププラン2012」と題し、人材育成型の人事制度改革に着手をしております。これは、従来からの人事制度を有機的に関連づけし、個々の職員の採用から退職までの間、別府市職員としてみずからの資質の向上を図るとともに、組織が一丸となって目標を達成し、課題を克服できるような職場環境の構築を目指すため、人材育成に主眼を置いた人事制度改革を行うものでございます。

新人事制度におきましては、採用、異動、昇任・降任、研修、評価と5つの制度を柱に置いておりますけれども、この中で評価制度については、今、次のように取り組んでおります。

これまでの勤務評価につきましては、職員へのフィードバックがされていないため、人材育成につながっていない部分がありました。また、客観的な評価基準が確立されていない部分もございました。そこで、上司が日ごろから部下の職務行動を把握し、それをもとに評価し、また部下に伝えることで職員の能力アップを図ってまいります。既に昨年度から試行を始め、今年度は1年間で実施しているところでございます。この中で特に注意をしている点につきましては、評価者によって異なった評価にならないようにすることで、このために評価者研修も実施していくこととしております。

○17番（野口哲男君） 評価する者とされる者、だから本人の自己申告というものが非常に重要になってきます。評価者訓練というのは、非常に大きなウエートを占めていくわけで、やる気を引き出すのも、やる気をなくさせるのもこの考課者という結果もあります。だから、慎重にこれを取り扱わないと、これはもろ刃の剣ということで、やる気をなくす職員が出てきたりします。この点については、しっかりこの試行期間の中で、今ここに座っておられる部長さん方も、考課者としての訓練をしっかり積んで、それこそひいき目ではなくて、水平化した目で見ていただくようなものをつくっていただきたいと思います。

それで、非常に重要なことは、今の市役所の中でどうもいろんな問題が起きています。

ということは、組織そのものが硬直してしまっているということもあると思うのですけれども、ピラミッド型の組織なのですね、部長がいて、課長がいて、課長補佐がいたり。その中で何が必要なのかということは、一過性というか、下からの意見というものが、どれだけ上司に伝わっているか。これが非常に大事なことです。だから、そういう面では朝礼とか終礼で皆さん方がやっているということですが、一方的に上司が話をするのではなくて、やっぱり座談会的に10分から20分ぐらい時間をとって、一般の職員からの意見とかそういうものをしっかり聞く機会をつくる、そういうことが必要ではないかと思います。この小野市がやっていることは、フレキシブルな業務管理制度、そういったようにどうも行政というのはやっぱりお固いというか、柔軟性とかそういうものに欠ける。だから「お役所仕事」というイメージが、非常に市民の中にも強い。我々も、そういうイメージを持っています。だから、そういう意味ではフレキシブルというのは、柔軟性を持つとか、そういうことを言うのですけれども、お役所仕事とは一線を画した柔軟な発想をもって業務を遂行していく、こういう組織をつくっていかなければならない。

だから、人事評価については複線型人事管理制度、これはもう皆さん方はプロですから、おわかりだと思いますけれども、単線型ではなくて、やっぱり一方通行ではない人事管理制度、評価制度をつくる。だから、そういう意味では考課される者と考課者との関係というのが、非常に大きなウエートを占めるわけですが、それで、その複線型人事管理制度の導入と同時に、グループ制というのを導入しているのです。だから、ピラミッド型からフラット型、例えばピラミッド型は部長がいる、課長がいるという組織からフラット型、部長も課長も同じような組織の中で一緒に考えていく。先ほど言いましたように、チームワークをとりながら業務を遂行していく。そういうことをやらなければならない。

だから、市民ニーズへのスピーディー、フレキシブルな対応ということで、一番問題なのが縦割り行政をどういうふうに変えていくかということです。そのためには一定程度権限の移譲も必要である。それから、意思決定の迅速化も必要である。それから、限られた人員の有効活用というものが必要である。そういうものを含めて、私が先ほど言いましたような組織というものを見直す必要があろうか。

それから、職員の意識改革。やる気、生きがい、創造、それから業務担当者の流動性の拡大とか、一番大事なことは職員のキャリアアップですね。どれほどまでキャリアを積ませて知識等を業務に生かしていけるのかというキャリアアップをしていかなければならない。

ここで注目すべきは、能力成果主義というのを導入しているのです。ただいま私が申しますから、別府市とどの辺が違うのかは、後でお聞かせください。自己評価と面談を取り入れて、透明性、納得性、公平性の確保をした能力成果主義というものを取り入れるのですけれども、能力の発揮度合いを評価する能力評価、それから担当業務方針管理の結果を評価する業績評価、それから勤勉手当の成績率と査定、これが昇給とか昇格への反映につながるということで、別府市は、先ほど職員課長が説明をされましたけれども、成果給、成果主義、そういうものの考え方はないようですが、この点についてはいかがですか。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

現在施行しております人事評価制度といいますか、勤務評定制度につきましては、今、議員さんがおっしゃった能力評価、その部分に重点を置いております。今おっしゃいました業績評価、これにつきましても、他団体の状況を見ながら、また今後検討していきたいと考えております。

○17番（野口哲男君） これは国の国家公務員もそういう方向に今進みつつあると私は思うのです。能力評価して、本来であれば能力に満たない者は、何年か後に退職してもらおうとか、そういう厳しい状況も出てくるか。公務員のあり方というものそのものが、現代社会

あるいは将来に向けて終身雇用ではなくなる可能性というものを含めて、その終身雇用でなくなる不幸な職員を生まないためにも、どのようにこの人事評価制度を生かしていくかということが大事なのです。

だから、世の中はやっぱり競争主義なのです。同じ年度に採用された職員でも、ここに座っているとおりに部長になったり課長になったりする方もおられるし、一般職のままやめていく方もおられるわけです。そういう方々が、力いっぱい自分の中である能力を伸ばしきるかどうかが、この人事評価につながっていかねばならない。だから成果主義というか、成果を一定程度見きわめるという、これがなかったら競争主義というものは何もならないのです。だから人間は、子どもにいろいろ言いますが、やっぱり子どものときから競争なのです、競争主義なのです。動物がそうであるように生き残るために、やっぱり競争しなければ生き残っていけない。そういう意味では、ぬるま湯につかっている公務員の皆さん方が、どれだけこれから市民ニーズに答えていけるかというと、その能力を発揮できるかどうかという人事評価制度とあわせて運用していくべきだというふうに思います。

これは、答弁は要りませんけれども、ぜひ今後の中で人事評価制度を取り入れて試行錯誤していく中で、この問題について市長はどういうふうに考えているかわかりませんが、やっぱり自分の考えどおりに、方針どおりに働いてもらうためには何をすべきかということは、これは市長の1つの大きな資質になってくると思いますから、そういう意味では部長さん方と連携をしてそういう話をしてもらいたいというふうに思います。

この分は、これで終わります。ぜひ別府市ができるだけそういう方向に進むようお願いをしたいと思います。

それから、次はゆめタウンの問題。

これは、もう河野議員がいろいろお話をしましたし、他の議員も、堀本議員も話をしましたけれども、やっぱりこの議会も責任があるということを、我々も相当な責任を感じております。だから市長、あの中で歩道橋をつけるとかシネコンをつくるかというのは、これは難しいかもしれません。しかし、市民の方々からの要望からすれば、やっぱり交通弱者を救済してほしいという話があります。大分市も今ワンコインバスをやっていますよね。あれは、当初私が聞いたゆめタウン側からの説明では、これは自分たちのお店に、ゆめタウンの店舗にお客さんを導入するためにもワンコインバスをぜひ導入したいという話を私も聞いております。だから、そういう意味ではしっかりこれを踏まえて、ゆめタウンでやれない場合には、市役所が半分持つとか何とかしながら、今高齢者の、あるいは交通弱者の要望をしっかり聞くべきではないかと思います。特に大分市のシステムあたりを勉強してやっていくべきではないかと思いますが、大分市のシステムはどうなっていますか。

○商工課長（挾間 章君） お答えします。

大分市では、既に実施しておりました高齢者ワンコインバス事業を、平成25年7月より事業を拡充しまして、65歳以上の大分市民が市内の一般路線バスを利用いたしまして、市内一律1乗車につきまして100円で利用できるという高齢者ワンコインバス事業を実施しております。

○17番（野口哲男君） その予算等は、わかりますか。

○商工課長（挾間 章君） 対象者総数は10万3,562名で、平成26年度の予算を3億857万2,000円計上しております。

○17番（野口哲男君） そうすると、別府市の65歳以上の対象人員は何名で、もしそれをやるとすれば、例えば100円ワンコインバスにする場合には、別府市としてはどのくらいの経費がかかるのか、試算したものがありますか。

○商工課長（挾間 章君） 別府市の高齢者の部分では、試算をしている部分は、今のところ

ろございません。

○17番（野口哲男君） これは、ぜひしてもらいたいのです。最終的に市長がどういう判断するか知りませんが、ゆめタウンがもしそういうことに一切かわからないのであれば、やっぱりこれは市民の要望として、これからのまちづくり、あるいはまちの活性化とか、それから高齢者に対するそういう、まちの中に出ていってお買い物をしてもらうとか、そういうことをぜひやっていただきたいという思いが強いのですが、市長はいかがですか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） ただいま議員の御指摘の中には中心市街地、これの活性化にも利するということが含まれていると思います。私のほうも、さっきバス事業者のほうと、ワンコインとはまた別の方法で、特に扇山とか山間部、こちらのほうがどうしてもバス料金が低いということがありますので、他市では一定料金、一定の距離を走りますと、それから定額にするという方式をとって黒字転換したような事業者もあります。そういったお話も事業者とさせていただいて、今後全体的な方針としてワンコインバスも1つの方策、それからそういった定額制、一定の距離の分については定額で抑える、そういった方法もあるかと思いますが、私の部署としては中心市街地並びにまちの活性化につながるような方針で検討を進めていきたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 呉市あたりはこういうことをやっているかという、別府でいう山間地とかそういうところは、別の扱いにしているのです。だから、結局中心市街地をめぐるバスをワンコインでやりましょうという話と、それから例えば別府市であれば山間地のバスについてはデマンドとか、そういうものを設置しながらやっているわけです。だから、この辺を一緒に考えるのではなくて、やっぱりそういう交通弱者、あるいはそういう人たちをどのように救済するのかという基本的な方針を決めて、それによって取りかかるべきではないですか。どうですか、その辺は。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） ただいま議員の御指摘の件、十分検討させていただきたいと思いますし、いろんな方策、これは情報も入れる中、また議会からの御指摘、また御助言をいただきながら十分進めていきたいと思います。

○17番（野口哲男君） 最後に言います。ゆめタウンが、最初にそういう話があったわけですから、これはワンコインバスを走らせるということについては、最終的にはゆめタウンとやっぱり協議すべきだというふうに思います。その点について、市長はいかがですか。

○副市長（中尾 薫君） 繰り返しになるかと思いますが、先般の一般質問でお答えしたように、議会、市、イズミで、3者でまず共通認識に至りたいというふうに考えております。

○17番（野口哲男君） しっかりやってください、それは。

次に移ります。ごみ収集問題。

これは、前回の議会で私は取り上げていたのですが、時間がなくてできませんでしたが、ごみの収集については、今の収集の方法というものと分別というものと、いろんな問題があると思いますけれども、収集については拠点収集なのかどうなのかとか、いろいろありますが、その点についてまずお答えをいただきたいと思います。

○環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

本課では、分譲された御家庭など、また御近所同士で決められた場所に、集積場にごみを出すステーション収集、そして、このステーション収集には、アパート、マンションなど住民の方々がいわゆる定められた場所に出す拠点収集も含まれておりますが、あと、御自宅の前に出していただく路線収集、そういうふうに位置づけておりまして、収集の際のじんかい車が入れないとか、また中でUターンができない地区、そういった地区につきましては、ステーション収集でお願いしておりますが、今後も市民の皆様方のより利便性を考慮して、今後もステーション収集、そして御自宅の前に出していただく路線収集の、

この2つの併用になろうかと考えております。

- 17番（野口哲男君） これは、私も実際にうちの家の前が拠点収集ではないのですが、うちの前にみんなごみを持ってくるのです。そうすると、カラスや猫や野良犬の被害が出るのですが、うちの自治会では拠点収集をやめて各戸の前に出してくださいという一応話があったようなのですが、その辺の問題について、市役所としては徹底を図るのかどうか。どう考えているのかお答えください。

- 環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃった自治会よりステーション収集から、また路線収集への変更の要望、この要望につきましては、平均して年間十数件自治会のほうより本課への御要望が現在ございます。そして、この御要望がありましたら、本課の職員が現地に赴きまして、そして現地を見て、収集するじんかい車が十分に入れてごみ収集に問題がなければ、一度また本課に持ち帰りまして、本課で協議をして、また収集の調整を行いまして、そして御要望がございました自治会のほうに御説明に上がり、そして御了承を得た後に、ステーション収集から路線収集のほうに変更しております。

- 17番（野口哲男君） この拠点収集で問題になるのが、例えば分別ができていないごみが出てくる。そうするとごみ収集車は持っていけないのです、まだ缶・瓶・ペットボトルあたりで。不燃物もそうなのですが、そうすると、私が見て、分別ができていないものをやり直したり何たりする。それから、また公園に放置された缶・瓶・ペットボトルをちゃんと片づけたりするのですが、問題は、やっぱり最終的には捨てた人の顔が見えないのです。私のところは、すぐ鶴見園町が隣で、その橋を渡ってごみを持ってくるのです。だから、うちの町内ではないのです。町内のごみでないごみが出ているわけです。そういう意味では、やっぱりきちっと対応できるような市の方針というものを出すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

- 環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

議員さん御指摘の、違う地区の収集日に違う地区の住民がごみを捨てるという行為は、ルール違反で、ある意味で不法投棄的な行為となりますので、そのような迷惑行為があった場合は、本課に御連絡いただければ現地で収集し、また、そのような行為がたび重なれば、警告の張り紙を貼付させていただきます。

- 17番（野口哲男君） それで、問題は、缶・瓶・ペットボトルの日になると、自転車あるいは軽四で缶・瓶を持っていく方がおるのです。それは過ぐる議会でも、これは市としては認めるわけにはいきませんという話がありましたけれども、その部分をやっぱりきちっともう少し周知徹底しないと、堂々とあの袋を開いて、お金になる部分、アルミ缶だけを持っていくのです。だから、そういう意味では市としてはどういう対応をしようとしているのか、このことについてお聞かせください。

- 環境課参事（羽迫伸雄君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の2で、「正規に分別し、指定する日に指定袋により排出された家庭系廃棄物の缶・瓶など資源物の所有権は、市に帰属する」、また同条第7条の3で、「市又は市から資源物の収集若しくは運搬を委託された者以外の者は、市に所有権が帰属した資源物を収集、又は運搬してはならない」とあります。また、この条例に基づきまして指導、そして再度、次に文書での警告、さらに命令書、そして悪質な場合は数万円の過料を科するとしております。

この条例が施行されました平成23年度から、職員による早朝巡回パトロールを実施しております。平成23年度は37名の指導、翌平成24年度は2名の指導、そして昨年度平成25年度は16名の指導と、再度増加傾向にございます。本年度は、早朝巡回パトロールの回数をふやすなどして指導強化を図り、より厳しい姿勢で臨みたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 今長々と答弁されましたけれども、やっぱりこれは実効を上げなければだめですよ。2人で監視をしているというけれども、余り見たことはないです。だから、うちの近所ではそういう人が来ないからアルミ缶あたりを持っていくのかなという気がしますけれども、監視がなければそれをやるということ自体が、それは公序良俗に反することですけれども、実際にそれが行われているということを重く受けとめて、今後の対応をぜひしてもらいたいと思います。これはしっかりやってください。

最後に、企業（起業）家の育成についてということで話をさせてもらいます。

これは、私はもう2回ほどこの議会で取り上げてきました。別府市が税金が高いなという市民の方々の実感です。大分市に比べて税金が高い。そういうことが言われている根拠は、やっぱり大きな企業もないし、それから法人税も入らない。あるいはいろんな意味で、別府市は病院も多いし老人施設も多いというようなことで、税金は入らないけれども持ち出しが多いというようなことにつながるわけなのですが、これを解消していかなければ、将来もっともっと人口減少社会がすぐそこに来ているわけですから、やっぱりたった1つの大きな企業を誘致するよりも、1つの起業家が大きな仕事をするというところに目をつけて、例えば学生とかそういう方々に、SOHOという話を2回ほどしましたから、内容は言いませんけれども、そういうことをやるべきではないかと思えますけれども、特にAPUの学生、起業して、今東京で大変もうかっている女性の起業家もおります。そういう方々が別府に居つくということ、別府で起業するということが非常に大事なことなわけですけれども、その辺については再度お聞きしますが、検討するということがあったけれども、SOHOの事務所あたりをつくるのかどうか、それについて答弁をお願いします。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

若者の市外流出を防ぐためには、定着の施策を講じることは必要と考えております。また、空き教室とか空き室の利用・活用について、さきの平成24年3月議会で野口議員より、統廃合した学校の空き教室を利用して事務所として貸し出してはどうかという質問がございましたが、現時点では学校の空き教室はございませんと聞いております。施策として、若者の起業家の育成は必要と考えております。

○17番（野口哲男君） 必要なら、その手を打たなければいかぬのですけれども、別府市でAPUの学生、ユイの会という会をつくって、みこしを担いだり、いろんな活動に参加してもらいました。温泉まつり、あるいはお正月、30人ぐらいのそういうOB、OGが別府市に帰ってくるのですね。だから、これがいつも言うように別府を第二のふるさとと考えているのです。外国に帰った外国人も、別府にはもう一回訪れたいという意識を持っているのです。そういう意味では、やっぱりこのAPUで学生の4年間という1つの大きな宝、4年間で終わらなかった人もおりますけれども、8年行った人もおりますけれども、そういう意味ではこのAPUの学生、あるいは別府大学、溝部学園、そういう大学生、大分大学もおりますけれども、そういう人たちがやっぱり別府で何かをしたいという手助けを、別府市はすべきですよ。そういう人たちが帰ってくる事実も、やっぱり皆さんは知っていただいて、知らない方が多分おられると思えますけれども、私はいつも帰ってきたら一緒に御飯食べたりして、いろんな情報を聞かせていただくようにしているのですけれども、別府市には働くところがないと言うのですね、彼らは。しょうがないから、そういうところに出るわけで、イークンという韓国出身の方は、アメリカに留学していたけれども、やっぱり日本がいいということでAPUに留学をして、卒業したら、今、グローバル企業であるシンガポールの企業で働いています。そういう点では、これを何とかそういう学生を別府市に引きとめて起業してもらおうということをすべきではないかと思えますけれども、もう少し、一歩踏み込んでどういう考えで取り組んでいこうとしているのか答弁してください。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

平成 24 年度中心市街地活性化基本計画が終了いたしまして、活性化協議会にて基本計画の総括で指摘のあった事項として、中心市街地のエリアマネジメント実施調整が上げられております。今後の検討事項ではありますが、中心市街地のエリアマネジメントの一環といたしまして、空き店舗や空き事務所を活用した起業家への支援制度など、関係各課、大学等とも協議してまいりたいと考えております。

また、県の補助事業ではありますが、「創業・新事業創出事業」というのがありまして、民間賃貸オフィスなどの施設をベンチャーサポート施設として指定しまして、これの施設に入居する創業者に家賃の補助や、必要となる経費の一部を補助する制度がございます。別府市も指定を受けている施設もありますので、県と連携して支援を検討したいと考えております。

○17 番（野口哲男君） 最初に申し上げました。緊張感が足りない、一過性の答弁で終わる。検討するということはしないことだという、市民もそういう意識が定着しているのですね。だから、これ、こういうことがあるのなら、県もやっているのなら、いつごろからどういうふうにするのですか。直ちにやるのですか、それともできないのですか。そこを答弁してください。

○商工課長（挾間 章君） 県とこの制度について一応問い合わせをしておりますので、予算の関係もありますので、財政との協議等も、各課協議をしながら進めていきたいと思っております。

○17 番（野口哲男君） 年初の予算にしても来年になるわけですから、補正予算でも組んで、ことしの 9 月の卒業生が出るわけですから、APU あたりも。そういう学生の定着というものについて、やっぱり市は努力すべきだと思います。そういうことを厳しく指摘をして、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

○2 番（三重忠昭君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、別府市役所における情報共有ということなのですが、これは 3 月議会に当初出していたのですが、ちょっと時間の関係でできなかったのが今議会になりました。

こういった内容を質問したいかという、実は皆さんも御存じかと思うのですが、神奈川県逗子市で 2012 年に女性が元交際相手に刺殺、刺し殺されるというような事件がありました。そして、その後その犯人もみずから自殺をするという、本当に身勝手な、人権を無視した事件があったわけであります。

ここで、非常に大きく問題になったのが、いわゆる市役所の中での個人情報の取り扱いというのが大きく問題視をされました。その犯人、加害者のほうが探偵会社に依頼をして、その女性被害者も住所等はちゃんと伏せていたのですが、探偵会社を雇って、親族を装って電話で巧妙にその女性の個人情報を引っ張り出した。それによってこういう事件が起きてしまったということです。

ここで私がちょっとお聞きしたいのが、では、これが別府市においてこういうストーリーとか DV、虐待等を含めてこういう方々の、被害者の方々の個人情報というものが、ちゃんと取り扱いが徹底できているのか、こういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

情報の共有それから情報管理の徹底ということでございますが、常日ごろから心がけていることでありますし、共有それから管理の徹底はできているものと思っております。

- 2番（三重忠昭君） 今、徹底ができていうことで一安心はしましたけれども、私もこれ、ちょっと事前の打ち合わせの中で個人情報を取り扱うことですから、ここの議場の中であれこれとちょっと細かいところまでやりとりするのもいかなものかなというふうにも理解をしていますので、あえてもうこれ以上のところは、そこについてはここでは議論はしませんけれども、いずれにしろ、これは当初3月議会で私が一般質問を通告したというのは、やっぱり3月は市役所内人事の異動がちょうどあるときであるし、また新しい職員も採用されてそれぞれの部署に配置をされていくということですね。だから、そういう中でやはりこういう個人情報の取り扱い、徹底をしっかりとやっていてもらいたいなというふうに思っています。

そして、やっぱりこれは例えばほかの県でも実際こういう事件で、DV被害者の女性の住所が書かれた医療費助成の受給資格証を元の夫の方に間違って送付したとか、そういった事例も出ていて、賠償問題なんかにもつながっているというような事例も出ているわけです。そういったことも含めて、例えば今児童家庭課の中に要保護児童対策庁内ネットワークという組織ができ上がっていますけれども、これは児童にかかわる部署で組織をしているものであるというふうに私も聞いています。それと同様にこういうDVそれからストーカーにかかわる関係部署というか、そういったものを組織していく必要もあるのではないだろうかというふうに思っておりますが、そこら辺のところはどうお考えになっていますか。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

御提言ありがとうございます。要保護児童対策庁内ネットワークなるものはございますけれども、確かにDVそれからストーカーに関する関係部署、特に情報をもとに仕事をしている部署は、非常にかかわりが強くなりますので、そのあたりを関係部署と協議してネットワーク的なものは構築したい、このように考えております。

- 2番（三重忠昭君） ぜひ早期立ち上げができるようであれば、検討していただいて取り組んでいてもらいたいなというふうに思っています。いずれにしろ、これ、こういう事件が起きてからでは、もう遅いわけで、やっぱり人の命がかかっている大変大切なことだと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それで、まだ今その協議会は立ち上がっていませんけれども、今、実際そういうDVそれからストーカー被害者などからの相談状況がどうなっているか、また、どこで相談を受けているか、そこら辺を答弁をお願いします。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

DV、これは配偶者などのパートナーからの暴力を指す言葉でございますが、こういう女性に対する暴力、女性の人権を著しく侵害する重大な問題でございます。相談件数も増加の傾向にございます。

現在は、本市の女性相談につきましては、別府市男女共同参画センター「あす・べっぷ」、それから市役所1階の女性相談室で行っております。

- 2番（三重忠昭君） ちょっと私が聞いた話では、九州横断道路のところにある人権啓発センターですかね、実はこちらのほうにもやはり同様の電話がかかってくるという話を聞きました。もちろん当然かかってきたら、そこの人権啓発センターの職員の方が対応していただいて、こういう相談室等々につないだり助言等をしていただいているということですので。これはちょっと、このDVとかストーカーとかだけでなく、市役所の中全体に言えることかもしれないのですが、よく私が耳にする話に、例えば何か相談をしたいとか何か聞きたいことがあったときに市役所に電話をする。電話をして要件を伝える。要件

を伝えたら、では、それはちょっと担当部署の担当者のほうにかわります。で、電話をかわる。かわったときにその引き継ぎが全然できていないのですよね。またそこで一から、どういう要件ですかと、そういう話をする。やっぱりこれは正直言って余りよろしくないというふうに思っています。とりわけやっぱりこういうストーカーとかDV被害者なんかの方々というのは、本当にわらをもつかむ思いで、ある意味勇気を振り絞って相談をしてくているわけですから、そこら辺、徹底はされていると思うのですけれども、そういう話もちょうと私の耳に入ってきますので、いわゆるこういうストーカーとか、こういう関係する部署だけではなくて市役所全体の中で言えることかと思しますので、そこら辺のところもぜひしっかりと注意してもらいたいなというふうに思っています。

それで、今その相談を受けてからの支援それから対応策、これはどういうふうになっているのかを答弁してください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

まず、相談内容の現状を確認しながら受け入れまして、それがDVなのか、危険度の状況を確認いたしまして、問題を整理しながら解決方法を探す、このような流れとなっております。

相談事例につきましては、緊急の場合もございますので、そのときは警察、それから一時保護所へつなぎまして、特に子どもさんがいる場合などは児童家庭課、それから65歳以上の高齢者がかかわっている場合には高齢者福祉課、生活支援関係でありましたら社会福祉課と連携をとりながら、相談者にとってよりよい支援ができるよう努めております。中には緊急でない場合もございますが、その場合はよくお話を聞いて、相談者の話を受けとめるようにしております。また、相談内容によりましては、月1回の法律相談、こちらのほうを御案内いたしまして、問題解決ができるように弁護士会とも連携をとっております。

○2番（三重忠昭君） ぜひ、しっかりと連携をとってってもらいたいというふうに思っています。縦割りではなく横割りで、しっかりと横の連携をとって、その間からこういう被害者の方々がこぼれ落ちないように、ぜひ密接につながってってもらいたいなというふうに思っています。

今、本当にこういうストーカー事件とかが多発する中で、大分県警もことしの春でしたか、ストーカー・DV総合対策室というのが組織改編で発足したというふうな新聞記事も出ていました。そういう体制ができているものの、またその一方で実際警察の方々が、被害者の方々に被害届の提出とかシェルターへの避難とか、いろんな支援策、対応策を進めても、逆にその被害者のほうから断られる、要するにもうこれ以上事を大きくしたくないとか、場合によっては加害者からの報復がやっぱり怖くて、もうこれ以上のことができないとか、仮に住む場所を変えるにしても資金的な問題があったりとか、子どもとか仕事のことで警察がそういう支援策を示しても断られるという、そういう経験が8割ぐらいあるというような、こういうこともやっぱり言われているわけです。大変警察の方々も苦慮されているなというふうに思っていますけれども、いずれにしろ、やっぱりしっかりと弁護士とか警察とか、庁舎内でもしっかりと横の連携をとっていただいて、事態の深刻化を避けるためにも、支援を求めやすくするような環境整備を図ってってもらいたいなというふうに思っています。そして、先ほど申し上げたネットワークの構築を早急に立ち上げていって、対応に当たってってもらいたいなというふうに思っています。

それでは、次の質問に移ります。

次に、教育行政についてになります。

まず、今回文部科学省の省令の改正で土曜授業の捉え方が変わったわけですが、大分県内ほかの市は、この土曜授業に対する動きというのは非常に慎重な姿勢を見せてい

る中で、別府市と臼杵市ですか、その土曜授業を導入しようということで新聞報道が出ました。

そこで、まず最初にちょっとお聞きしたいのが、国が始めた、平成 14 年度から始めた完全学校 5 日制を導入しましたがけれども、その趣旨を御答弁してください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えします。

文部科学省によりますと、学校週 5 日制は、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験、自然体験などのさまざまな活動の機会を子どもたちに提供し、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力を育むことを狙いとしております。

○2 番（三重忠昭君） それでは、他市が慎重な動きを見せている中で、この別府市が今回土曜授業を導入しようとした趣旨、それをちょっと聞かせていただきたいというふうに思うのですが、私としては個人的に非常にやっぱり気になるのが、今いわゆる子どもたちの学力、学力テストの結果等を踏まえて、学力に特化した土曜授業になってはいけないというのが、私の率直な考えでありますけれども、この辺、市の教育委員会としてはこの土曜日授業を導入した趣旨をどのように考えているのか、聞かせてください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

土曜授業の導入の趣旨であります、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるために、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動の機会の充実を図るため、土曜授業の実施をお願いしております。その土曜授業を学校、家庭、地域が力を合わせ、社会全体で子どもたちの生きる力を育成することの一助にしたいと考えております。

土曜授業で子どもたちが楽しみを感じる豊かな体験活動は、子どもたちの生活や学習を豊かにします。それは協調性や他人を思いやる心など豊かな人間性、それからたくましく生きるための健康や体力、また活用力、判断力、表現力の育成、つまり確かな学力のつながると考えております。

○2 番（三重忠昭君） はい、わかりました。子どもたちの生きる力を育成するという部分で、最初に聞いた文部科学省の学校 5 日制の趣旨にある意味同じというような、そういうふうに私も感じてはいます。また、きのう、堀本議員のほうからも質問がありましたけれども、教科書を使ったいわゆる授業とかではなくて、ゲストティーチャーとかを呼んで、子どもたちにいろんな体験を積んでもらいたい、その中でいろいろ想像力を育て、今、課長が言われたいわゆる生きる力を身につけてほしい、そういった旨の質問、それからまた答弁があったと思います。そのことについては、私も本当にある意味理解はしているつもりであります。

そこで、もう、でも現時点で週 5 日制になって、各地域で土曜日を活用したり放課後を活用して子どもたちのいわゆる学習とかいろんな経験を積ませる、そんないろんな取り組みが生涯学習課の中でもされていると思うのですけれども、まずその状況を聞かせていただきたいと思います。

○生涯学習課参事（赤峰三代子君） お答えいたします。

生涯学習課では、地域教育力活性化事業としまして、学校支援と公民館子ども教室の 2 つの内容で事業を展開しております。学校支援は、学校からの要請によりボランティアの方々が支援に出向いていただくというものでございます。公民館子ども教室は、市内 3 つの公民館におきまして、水曜日の放課後や土曜日に行っております。内容としましては、お料理教室、スポーツ教室、ものづくり教室等、多種多様な教室を行っております。学習教室としましては、平成 24 年度から毎週水曜日の放課後に鶴見小学校の児童を対象に「みんなの寺子屋」を行っております。本年度から全ての小学校におきまして、月 2 回水曜日

の放課後と学期に1回程度の土曜日に学習教室を行い、宿題や基礎的な内容の学習を行っています。

- 2番（三重忠昭君）　そうですね、私もいろいろと幾つかの取り組みを実際見させていただきました。実際地域の中で教職員のOBの方とかOGの方々が、公民館等に出向いて子どもたちに学習を、勉強を教えたりして一生懸命頑張っているということは、私も知っています。また、地域の中でもいろんな公民館事業等で取り組みをしている。その中で子どもたちにいろんな経験をさせているということでもあります。

実は私が住んでいる朝日校区にも、朝日校区青少年育成協議会というのがあって、これは私も一応地元議員の一人として入れさせてもらっていますけれども、この朝日校区青少年育成協議会の副会長は自民党の永井正議員がされているということと、それから顧問にやはり地元議員の松川章三議員が入られているということ。この中の取り組みの1つに朝日土曜塾というのがあって、これは毎月1回土曜日に子どもたちにいろんな取り組みをしているのです。お菓子づくりをやったり、お話し会をやったり、締め縄づくりをやったり、どんど焼きをやったりとか、いろんなもの、こういう取り組みをされているのです。こういう地域の取り組みが、ある程度5日制の中で土曜日をうまく活用して進んでいるという、こういう現状があるわけです。

その中で今回、土曜日授業をやろうかという教育委員会の動きで、実際4月に土曜授業を実施した学校では、授業参観や学校行事などを行ったということです。これ、先般の議案質疑ですか、手束さんの質問の中でも、保護者の方が土曜日なので非常にたくさんの方が見えられたということで。そういう部分では本当に私も、保護者が参加しやすいということではいいのかなというふうには思っているのですが、ただ、ちょっと実際これはもう開催したところでやっぱり幾つかいろんな問題点が出ているのです。これは多分教育委員会のほうも把握していると思うのですが、今言ったように、実際既に土曜日に子どもたちが、例えば野球をやったりとかサッカーをやったりとか、塾に行ったり習い事をやったりとか、もうそういう、また地域とのつながりとか、こういうつながりがもうできているところがあるのですが、やっぱり学校がやって全員皆さん登校してくださいとなったときに、そこら辺の関係が切れてしまっているというか、ちょっとやっぱり支障が出ているのです、実際問題。例えば保護者の声なんかにしてみたら、もうその分の月謝払っているのに、学校がやるから、ちょっとそれを休んで行かなければいかぬとか、やっぱりそういう問題が実際出ているわけです。子どもたちには振りかえ休日がありませんから、やったところでは月曜日が振りかえ休日と思って休んでいたというような、こういうことも起きているわけです。

やっぱりほかの市が慎重な姿勢を示しているというのは、そういう地域とのつながり、今でき上がっているものを、ある意味逆にこれをするによって切ってしまうのではないとか、それとか子どものいわゆる体力というか、そういう週2日制のライフスタイルができ上がっている中で体力的な面とか、また参加される保護者もいいのですが、やっぱり土曜日に仕事をされている保護者の方もたくさんおるわけで、そういう保護者の方々のライフスタイル等々にもいろんな影響が出ているわけです。

そして、もう1個やっぱりどうしても私の立場として言わないといけないのが、教職員の多忙化に拍車がかかるということなのですね。これも以前からずっと質問でも出ていますが、今教職員の多忙化というのが大きな社会問題になっているのです。月に100時間近くの超勤実態というのがもう実際出ている、これはある意味労働基準監督署から指導とか調査が入るような、そういう実態なのですね。そういうことが起きている。その中で病休者もどんどんふえていっている。現職死亡者もどんどんふえていっている。そして、前にも取り上げましたが、教職員の広域異動なんかということも出てきて

いるわけです。こういう問題がたくさん出てきている中で、やっぱりそこら辺の部分をしつかりと1つ1つ改善していくことが先ではないかなというふうには思っているのです。だから、そういったことも考えたときに、そういう教職員の部分とか子どもとか保護者、地域、こういった部分の状況を考えたときに、これからそれらの課題にどう対応していくのか、どう捉えているのか。そこら辺をちょっと答弁していただけますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えします。

議員御指摘のとおり、これまでさまざまな方々が、土曜日の受け皿として多くの子どもたちの成長を見守っていただきました。そのことは十分承知しております。引き続き、これからもお力添えをいただきたいと考えているところであります。また、子どもたちに加重的な負担をかけないことや、教職員の健康状態にも十分留意する必要があると考えております。これらのことを十分踏まえ、土曜授業の望ましいあり方について引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

○2番（三重忠昭君） 今、「望ましいあり方」という答弁があったのですが、これ、決して土曜日授業は絶対にしなければならないということではないのですよね。そこだけはちょっとひとつ念を押しておきたいのですよ。

先般、教職員のいわゆる地域行事への参加等々、これは私も決して否定するものではないのです。やっぱり先生方がその地域に入って、またその中で子どもたちとか保護者とか、そういった方々とのつながりを持つということは、いいと思っています。ただし、やっぱりそういう今状況になっていないということです。さっきから何回も繰り返すように、やっぱり教職員の多忙化があって、超勤実態とか広域異動とか病休者、そういった問題がある。それから臨時教職員もふえている。多分恐らく課長も御存じだと思うのですが、実際学校の先生なんかというのは、土曜日でも今学校に出ているのですよ。家でずっと、一日の学校が終わって、それでなおかつ家に持ち帰って教材研究やったり、それからいわゆる提出書類の作成をしたり、もう持ち帰り仕事している人がものすごく多いのです。さっき言っていたいわゆる月100時間近い超勤実態の中で、家でやっている仕事というののもものすごい時間になっています。ちょっと今うろ覚えですが、たしか二、三十時間、その100時間のうちの二、三十時間というのが、家に持ち帰っている仕事。そしてまた土曜日に、子どもたちがいないから学校に行ってそういう仕事をやっているという、こういう実態があるわけです。

私がここで何を言いたいかといったら、結局学校とか家庭、それから地域の連携を深めて役割をもう一度見直していくということ、そして子どもたちにいろんな経験をしてもらって、それを、土曜日を活用してそういった機会をつくっていかうということ、これは文部科学省が言うとおりにその趣旨、それには私も一定の理解は示すのですが、ただ、今言ったような問題がある中で、学校がある意味子どもを全員、半ば強制的に呼んでやるということ。私は、例えば教育委員会が進めようとしているコミュニティ・スクールなんかというのも、一遍原点に返ってみたら、学校に地域社会とか保護者からいろんな期待がかけられてきたわけでしょう、今まで。その中で学校がもうそれに対応できなくなりつつある、なりつつあるのではなく、もうなっているのですね。だから、もう一回それを、地域、家庭、学校の役割を見直しましょう、そのためにコミュニティ・スクールを立ち上げて、それぞれの役割をもう一回認識し合って連携をとってやりましょうと言っている中で、学校がこういう形でやって、逆に子どもとか保護者とか地域との、全部が全部分断とは言いませんけれども、そういう中で支障が起きている。ましてや学校の先生たちの多忙化に拍車をかけている。

これ、私はちょっと強く苦言を言いますが、周りの流れに逆行していると思いますよ。私はそう思います。実際そういうふうになっているのですよ。だから、土曜日を活

用するのはいいのだけれども、そこはむしろ、例えば家で朝から晩までゲームをしたりパソコンをしたり、そういう土曜日を、どう言ったらいいのかな、その子にしてみたら土曜日を有意義に過ごしているのかもしれないのだけれども、むしろそういう子たちをこういうところに呼んでやる。それはいいと思いますよ。だから、そういう取り組みをするのが、またコミュニティ・スクールであり、土曜日の活用ではないかなというふうに私は思うのです。だから、そのためにはさっき課長が言われたように、子どもたちが来て、あそこ、何かきょう、楽しいことをやっておるよ、ちょっとみんなで一緒に行こうよ。やっぱりこういう取り組み、地域が主体となった取り組みを土曜日を活用してやる、これが本来の5日制の趣旨。やっぱりここに乗っかっていかないと、私はいけないのではないかなというふうに、そういうふうに思っています。

何はさておき、やっぱり子どもにとって何がプラスなのか、子どもの利益を最優先にして考えていってもらいたいというふうに思っています。そこら辺で教育長の考えをちょっと聞かせてもらえますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

さまざまな問題もあろうかと思いますが、年間 35 週ございますので、土曜日は 35 回ございます。この土曜授業の趣旨というのは、先ほど課長も答弁がありましたとおり、質の高い授業を提供してあげることです。ですから、ある学校では学習の成果の発表の場として、朝から子どもたちが、例えば小学校 1 年生から 6 年生まで合唱とか朗読とか、そういうものを地域、家庭の人に表現をするような場、そういうものを土曜日を活用してぜひ質の高い子どもたちのその一生懸命な取り組みを披露したい。そういうときにこの土曜日、35 週の中の 4 時間でもいいから、土曜日に全員の子どもを登校させてそういう場を提供するとか、あるいは学校で避難訓練をやりたい、そのときにぜひ地域の方も入ったようなそういう授業とか、あるいはさっき議員さんがおっしゃいましたようにゲストティーチャー、非常にすぐれた専門家の方、あるいはそういう地域の名士とか、あるいは有名な方を呼んで、子どもたちにそういう場を提供する、あるいは留学生等の異文化の授業を提供するとか、質の高い授業をこの土曜授業で提供したいということでございます。

当然 35 週ありますので、別府市としては、ことしは調査研究として 4 回程度、校長先生の判断のもとでそういう授業をしたらどうかということでございますので、先ほど課長も言いましたとおり、子どもや教職員に負担が行かないようなことは十分考えないといけませんし、学校週 5 日制が定着していますので、ライフスタイルが 35 週の中の 2 回とか 3 回とか、ちょっと学校の質の高い授業をしますので、地域の方、家庭の方も協力してもらいたい、あるいは地域関係団体も協力してもらいたいという了解のもとで実施しないとけないということは、もう十分承知してございますけれども、子どもたちに、学力もそうですし、先ほどありましたように土曜日の朝から携帯電話あるいはテレビに夢中になっている子どもたちの実態もでございます。35 掛け 4 で 140 時間、年間 140 時間も携帯電話とかメールとかテレビとか、そういうゲームに打ち込むようなことも背景にありますので、どうか子どもたちに質の高い授業を提供する 1 つの場として、土曜日の活用を校長先生方をお願いしたい。そういうことで調査研究をことしだけはしております。来年度は、もう少し校長先生方等とお話をしながら特色ある学校づくりの 1 つとして進めたらどうかと思っていますところでございます。

○2 番（三重忠昭君） わかりました。いずれにしろ、とにかく子ども、それから保護者、それから地域、それから学校現場、こういったところにしっかりと配慮していただいて慎重に議論を深めていっていただきたいというふうに思っています。とにかく強制的にある意味、言葉はちょっと適切ではないかもしれないですけども、やっぱり子どもを利用し

たような形で半ば強制的に……（発言する者あり）ちょっとごめんなさい、言葉は適切ではなかったかもしれませんが、でも学校がそういう形でやるとどうしても……、どう言ったらいいですかね、非常に影響力が強いというか、だからこそ慎重にやらないといけないのではないかなというところをやっぱり私は考えています。無理にやってもらったり無理にお願いをしていっても、やっぱりこれ、長続きはしないと思うのです。だから、やっぱりできる人ができることを少しずつでもいいから取り組む、地域が主体となってやっていく。こういったものが私はやっぱり大事ではないかなというふうに思っていますので、ぜひしっかりと議論して慎重に対応していただきたい。私もこのことはしっかりと注視していきたいというふうに思っていますので、そのことを申し上げて、この項を終わります。

それでは、次に高齢者福祉について。

次に、高齢者の見守りということですが、現在少子高齢化社会の中にあって高齢者、ここでは認知症というところにちょっと特化した部分になるかもしれませんが、高齢者を巻き込んだ事件とか事故というのが、後を絶たないような状況になっています。これは、今からまたどんどんふえていくことも予想されるかと思います。そういった中で先般、もう一般質問の中で高齢者が被害者となるリフォーム詐欺とか投資詐欺とか、そういった悪質商法がふえているという実態が、消費生活センターの相談件数 427 件でしたか、こういった被害総額も何か 3 億円近い被害が出ているというようなことが言われていましたけれども、実際その中でいわゆる 65 歳以上の高齢者の方々が被害に遭った状況というのはどうなっているのかを聞かせてください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

被害状況については、全体で契約と購入金額を合わせますと、正確には 3 億 4,290 万円であったと思います。そのうち 65 歳以上高齢者にかかる金額は 6,500 万円でございます。ただし、年齢不詳がおおよそ 80 件ありまして、それは含んでおりませんので、実際の数値は、ただいま申し上げた金額以上になるのではないかと考えております。

○2 番（三重忠昭君） そうですね、やっぱり高齢者の方々が被害に遭われるということが多い、これからまたふえていくのだらうというふうに予測しています。

それと、こういう高齢者、認知症、全と一緒に言うというのはちょっとおかしな話になりますけれども、そういう高齢者の方々、それから認知症の方がこういう被害、それから、今認知症の高齢者の方々がいわゆる徘徊をして行方不明になっているという、これ、堀本議員からも先般質問がありましたけれども、そういう方々を見守る、支援をするということで、今市のほうも認知症サポーターの養成講座、こういったものを一般市民、それから小中学生も含めて講座を開いてやっている。それから、またガスとか水道とか郵便局とか、こういう外回りの方々に協力をお願いして高齢者、徘徊高齢者を見守るネットワークづくり等々もされています。そして、その地域の福祉の最前線の中で頑張っている民生委員さんとか市内 7 カ所にある地域包括支援センター、こういった方々がしっかりと見守りをしながら、また高齢者福祉課としっかりと連携をとりながら、防止に向かって取り組んでいただいているということでもあります。

ただ、ちょっとここでやっぱり私が気になるのが、そういうネットワークという横のつながりというのはたくさん今できている、広がりつつある。だけれども、この方々が例えば実際に徘徊する認知症の高齢者の方々の情報をどこまで知っているのかというのが、やっぱり非常に気になるのですけれども、そこら辺の情報提供というのはどこまでできているのかを教えてください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、民生委員の方々に対する情報提供につきましては、個人情報保護の観点から実現

には至っておりませんが、主管課である社会福祉課など関係各課とさらに協議を進め、情報共有の可否も含めその実現に向け、今鋭意調査研究しているところでございます。

- 2番（三重忠昭君） 個人情報を取り扱うことですから、非常に難しい。これはむしろ私がきょう、最初に質問したとことと相反することを私は今言っているわけですね。DV、ストーカーでは個人情報をしっかり守れと言いながら、ここではもうちょっとその個人情報の網を緩くしたらどうかというふうに言っているわけですがけれども、だけれども、やっぱり地域の福祉の最前線で頑張っている民生委員さんの方とか、こういうさっきのサポーターでしたか、サポーターになられた方々とか、ネットワークで協力をしていただいている方々、この一人一人の見守る人はふえていても、実際にその人たちが、では自分が住んでいる地域にどのぐらいの例えば認知症の方がいらっしゃるのかとか、その認知症の方はどういった、名前は別にしてもどういった顔とかどういう、女性なのか男性なのかとかを含めて、やっぱりここら辺の情報がある程度わからないと、見守るにも見守りようがないと思うのですよ。確かに意識は高まっていますが、実際にやっぱりそこら辺のある程度の情報がないとわからないと思うのです。だから、こういったもう一步踏み出した、ちょっとさっきとは矛盾しますが、もう一步踏み出したところ、これはもう事案から考えたときには、皆さんは多分想像していただければ御理解はしていただけるのではないかなと思うのですけれども、こういった方々の情報をやっぱりもうちょっと皆さんが共有できるように、例えば個人情報保護審議会等にかけて網を緩くする、情報を提供してあげる。こういったことがやっぱり支援につながっていくというふうに私は思っているのですけれども、そこら辺はどう考えていますか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

認知症は特別なもの、周りの人に知られたくないという気持ちは、その家族の側にあり、これは守らなければならない個人情報であると考えます。また一方で、今、議員がおっしゃるとおり、民生委員さんを初めとする地域で支えようとする人たちは、自分の地域のどこにどのぐらいの人数、どの程度の認知症の方がいるのか、その情報を知りたいと思うのは、これも当然の気持ちだと思います。しかし、地域の中ではまだまだ認知症のことを理解していない人たちがいることも事実であろうと思います。このような状況で両者の垣根を少しでも低くし、さらになくしていくためには、認知症サポーター養成講座などを重ねて認知症への理解を深め、地域全体での意識を変えていく、そういった取り組みを着実に推進していくことが必要ではないかというふうに考えております。

- 2番（三重忠昭君） ぜひ、よろしくお願いします。民生委員の方々も、よく私もちょっとお会いして話をすると、本当にその地域の中で高齢者の方々、それから民生児童委員の方々は子どもに対する支援というのを一生懸命になって本当、取り組んでいただいているのですけれども、例えば新しく転居してきた方々、この方々の情報というのは、自治会長さんはわかっているのですけれども、ここら辺はやっぱり民生委員さんにはおいてこないのですよね。だから、やっぱりそういったところを1つ1つクリアしていかないと支援体制の強化には結びつかないというふうに思っています。そういったところをやっぱり1つ1つ改善できるものは改善していくというふうにしていってほしいと思います。

別府市も高齢者等見守り支援対策会議というのが、この間立ち上がって、今いろいろとそういう認知症高齢者への対策とか、独居高齢者への対策、そういったものに取り組んでいます。その中でも実際議論されたと思うのですけれども、大牟田なんかの先進地の取り組み、市が全体となって模擬訓練なんかをやっているのですよね。これは中津でもやっていますよね。中津で実際徘徊役の方がおって、その方に操作エリアの中を徘徊してもらって、地域住民がその方の特徴をちゃんと捉えていることができているのかとか、そういったことをちゃんとみんなで確認し合って模擬訓練をやっています。竹田では顔だけではな

くて、竹田市ではそういう方々の顔だけではなくて、全身写真も撮って皆さんで情報共有をしている。持ち物にはしっかりと氏名、住所を記入するように徹底するように取り組んでいる。やっぱりそういうことを一生懸命やっているわけです。ですから、ぜひそういったところも先進地の取り組みも含めて、別府で取り入れられるものはどんどん取り入れていってもらいたいなというふうに思っています。

では、次に介護予防についてお尋ねをしますけれども、現在、高齢者福祉課で介護予防、認知症予防にどのような取り組みをされているのかを聞かせてください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

介護予防の取り組みといたしましては、介護予防が必要な高齢者を対象とした「すこやか元気づくり教室」、また比較的元気な高齢者を対象としました「湯中運動教室」、「転倒予防教室」、「口腔機能向上教室」、「ワンポイントさわやか塾」などの開催と、「べっぷゆうゆう体操」を普及するための指導者を養成する「べっぷゆうゆう体操ひろめ隊養成講座」などを行っております。また、認知症予防施策としましては、「すこやか元気づくり教室」において、運動、口腔、栄養の複合プログラムに加え、参加者の状況に応じた認知症予防プログラムにも取り組んでおるところでございます。

○2番（三重忠昭君） はい、わかりました。公民館、いろんな会場で介護予防、そうならないために健康づくり、体力づくり、いろんな取り組みをされているということは、本当にすばらしいことであるなというふうに思っていますし、これはまたこれで充実をさせて続けていってもらいたいなというふうに思っています。またそういうことが、繰り返しますけれども、介護予防になったり医療費の抑制にもつながっていくわけであって、ただ、これももう1つ視点を変えたら、これはある意味どっちかと言ったら、そこに行っている高齢者の方々は、自分たちが主体となって行ってそういう運動をしたり体操をしたりしているわけですが、むしろ元気な人たちがもう一歩社会の中に入って、地域社会の中で頑張る、そういった環境づくりというのも整えていく必要があるのではないかなというふうに私は思っています。

いわゆる団塊の世代の方々のアンケート調査を見ると、やっぱり地域社会に貢献したいとか、地域の中で頑張っていきたい、体が動く間は仕事をしたいという、こういう意識の高い人が、本当にたくさんおられるわけです。そうやって考えたときに、例えばさっき教育委員会に言ったコミュニティ・スクールの中でゲストティーチャーとか、そういう教育の部分で何かお手伝いができる場をやっぱり提供していく、つくっていく。こういうこともひとつ必要ではないかなというふうに思っていますし、例えば今、児童家庭課が子ども・子育て支援事業を計画策定していますけれども、この中で、例えば地域の中で今「育じい」なんかという言葉が言われていますけれども、子育て支援にこういう方々に何か手伝いをしてもらおう。そういうことも、方策もやっぱり考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。それが結局、元気な暮らしというか、高齢者の生きがいづくりと言ったら、ちょっと何か失礼な気もするのですが、いい方向に私はつながっていくのではないかなというふうに思っています。

ちょっとここは児童家庭課それから教育委員会のほうに答弁を、どう思っているのか聞きたかったのですが、時間の関係でもう答弁は求めませんけれども、ぜひそこら辺もしっかりと横の連携をとって考えていってもらいたいなというふうに思っています。

次に、この認知症高齢者を支える側、いわゆる家族、支える側の支援が、今どのようになっているのか、そこを答弁してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者福祉課では、認知症の方を介護する家族の方を対象に「家族の集い」を年4回地区公民館で開催しております。事業内容としましては、認知症の専門的知識を持ったグルー

プホームの職員などをアドバイザーとして招き、適切な対応を勉強したり、同じ境遇の方々それぞれの悩みや体験談などを話し合うことにより精神的ストレスの解消にもつながっていると伺っております。

また、高齢者を在宅で常時介護している家族の労をねぎらうため、寝たきり高齢者の介護者に対して年額3万円ではありますが、見舞金の支給を行っております。介護を長年にわたり行っている家族の方からは、毎年年末ごろに振り込まれる金額を見て、いつまで介護が続くかわからないが、もう1年頑張ろうという節目と申しますか、励みにもなっているという声も伺っております。

- 2番（三重忠昭君） この介護を支える側、こういった方々への支援というのは、やっぱり充実をさせていってもらいたいというのが、率直な思いであります。ただ、これは金銭的な部分とかそういった部分ですけれども、例えばやっぱり認知症高齢者の方々をいわゆる施設のほうに受け入れていただいて、自分たちが少しでも負担を軽くする、そういうふうに思っている御家族の方々もおろうかと思うのですけれども、今実際にその認知症高齢者の方々でいわゆる特別養護老人ホームの待機、入っていない待っている方々というのはどのぐらいおるのかを、ちょっと聞かせてもらえますか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

認知症高齢者に限っての待機者数は把握できておりませんが、県の集計した平成25年、昨年6月1日時点の特別養護老人ホーム待機者によりますと、要介護3以上ですぐに特別養護老人ホームに入所したい方は、71名いるということで報告されております。統計的に見ると、要介護認定者のおよそ6割の方が認知症ということでありますので、この71名の待機者の中には、40名程度の認知症の方がいるものと推測されております。

- 2番（三重忠昭君） それでは、今40名程度の方々がいらっしゃるということですが、この方々に対する方策というのはどのようなになっていますか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

認知症高齢者で今すぐ入所が必要な方につきましては、グループホームや認知症対応の有料老人ホームなどを御案内しております。しかし、特別養護老人ホーム待機者への根本的な解決策は、そのベッド数の確保も視野に入れなければならないと考えられますので、現在策定中であります第6期介護保険事業計画の中で慎重に審議してまいりたいというふう考えております。

- 2番（三重忠昭君） ぜひ、しっかりと考えて取り入れていってもらいたいなというふうに思っているのですよ。やっぱり当事者の方だけではなくて、この少子高齢化社会の中でこういう方々、高齢者の方々をどう支えていくのか。地域で支えていくということも当然大事ですし、ましてや支える人をどう支えていくかということが大事になってくるというふうに思っています。

ちょっとこの項の最後、まとめをしますけれども、なぜこういう高齢者福祉について私が質問を今回取り上げたかということ、これはもちろん当然今目の前にあるそういう少子高齢化の中で高齢者の方々をどう見守ってみんなで支えていくのか、それを支えている人たちをどう支えていくのか。これはもちろん目の前にあることにしっかりと対応していかないといけないというふうに思っているのですけれども、これはやっぱり言われる2025年問題です。いわゆる団塊世代の方々が、あともう9年したら75歳以上の……、私は「後期高齢者」という言葉は好きではないのですけれども、後期高齢者の世代になるわけですよ。そういう方々がふえる。実際それを支える人たちというのは、ものすごく少ないわけですよ。では、だからどうするかということなのですよ。これを今からやっぱりきちりと備えていかなければならないなというふうに思っているのです。当然先ほどのいわゆる高齢者が巻き込まれる事故や事件というものが、今からふえていくだろうというふう

に予測されますし、またそれを支える人たちも減ってくるわけです。

それで、今国の動きでは要支援1、2を介護保険から切り離して各自治体にその受け皿づくりをせよというようなことを言っていますから、この受け皿づくりが、では今どうなっているのか。前回議案質疑したときに、多分足りていないというような、現時点では足りていないという答弁があったと思うのですが、ではそれをどうするのか。では、その支える人を今度どうやって確保するのか。私は、それについては、これまで定住促進等でやっぱり提起もしてきましたし、若い人たちを入れる。その人たちにこういういわゆる高齢者を支える雇用の創出をしてそういう土台づくり、社会づくりをしていくということも私は言ってきたのです。

先般、厚生環境教育委員会で福祉保健部長も一緒に岡山県の笠岡市のほうにちょっと視察に行きましたけれども、そこではいわゆる市民による後見人制度なんかという取り組みもしていたのですよね。要するに見守りの人をふやしていこう、そういうような取り組みもしていたのです。やっぱり、そういういろんな課題があると思うのです。

ちょっと、さっき言い忘れましたけれども、やっぱり高齢者を支える方々が今から減っていく中で、いわゆる生産年齢人口と言われる現役世代が、介護によって職を離れる、仕事をやめてしまう、こういうこともあってはいけないと思うのです。だから、そのためにはいわゆる職場環境の整備なんかというのも、当然必要になってくると思うのです。そんないろんなもろもろの課題というのが出てくると思うのです。だから、これは当然高齢者福祉課だけでは対応できないというふうに思って、やっぱり別府市全体が真剣になって取り組まないといけないというふうに思っているのです。そういった部分でこの2025年問題を含めて、担当課である高齢者福祉課、福祉保健部長がもし御答弁をいただけるのであれば、そこら辺の考えを聞かせてもらえますか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（湊 博秋君） お答えをいたします。

議員さん、いろんな提言ありがとうございます。2025年につきましては、さまざまな問題が生じてくることは、認識をして計画をしなければいけないと十分承知をしております。

議員さんから何点かありましたけれども、総括として、元気な高齢者についてはコミュニティ・スクール、または子育て支援の場において、今まで人生の中で子育てに経験豊富な方たちもおられると思います。そういった部分については、生きがいくくりとして施策の1つとして考えていかなければいけないと思っております。

それから、施設についても、これは大分県全部の計画の中の1つでございます。別府市でどれくらい対応できるのかという部分も含めまして、6期の計画の中で計画をしていきたいと思っております。

最後に、市民後見人についてでございますが、午前中、猿渡議員からの質問にもありましたので、十分検討して計画をしていきたいと考えております。

○2番（三重忠昭君） ありがとうございます。本当に今、私たち世代が、こうして平和で暮らせるのも、やっぱり今の高齢者の方々が、本当、戦後血のにじむような努力の中でこういう社会を築き上げてくれたのだというふうに、本当に心から私は感謝を申し上げたいというふうに思っていますし、本来であれば、その高齢者の方々を私たちがしっかりと支えていかなければならないというふうにも思っているのです。ただ、若い人たちが今非常に厳しい現状にあるということも、ぜひやっぱりわかっていただきたい。だから、高齢者を支えるために、その支える人をしっかりと支える。こういったことを1つ1つやっていくことによって、いわゆる持続可能な社会、地域で安心して暮らせる社会につながっていくものであるというふうに私は思っていますので、私もまたそういう社会の実現に向けしっかりと勉強して取り組んでいきたいなというふうに思っています。

それでは、最後の質問になりますけれども、別府市制施行 90 周年記念式典について。

先般、別府市制施行 90 周年記念式典があって、姉妹都市の方々がたくさん来られて、非常に立派な記念式典ができたわけですがけれども、私もその中で初めて、手束議員が指摘しましたけれども、別府市歌なんかいうものがあるということを初めて知って、何か正直言って恥ずかしい思いもしたのですけれども、非常にすばらしい式典ができたなというふうに思っています。

これ、課長とちょっといろいろとお話をする中で、いわゆる姉妹都市の方が来ている状況を私たちはこっち、客席のほうから見て、あの人たちにちゃんと母国語の、翻訳した文書、いわゆる市長がスピーチをするときに、そのスピーチの内容なんかが、ちゃんとその方々に手渡されているのかなというふうな、子どもたちもまた別府市に対する思いを、作文を述べていましたけれども、そういったものが、そういう姉妹都市、外国の方にちゃんと母国語で文書をつくって渡されているのかなという、非常に率直な思いがあったのですけれども、これ、ちょっとお話を聞くと、ちゃんとできていたということですね。答弁をお願いします。

○秘書広報課長（永野康洋君） お答えいたします。

式典の中におきまして、市長の式辞、議長の御祝辞、それから児童生徒による未来に向けてのメッセージ、これにつきましては、事前に姉妹都市の母国語、これの訳文を作成し、お渡ししておりますので、姉妹都市の皆様には十分御理解できたものというふうに思っております。

○2 番（三重忠昭君） わかりました。これ以外にもいろいろとお聞きすると、非常に細かいところまで配慮されているなということは私も理解できました。

ただ 1 点だけ。例えば国際観光温泉文化都市と言われている部分で、やっぱり姉妹都市の方々が来られているこういう中で、別府には APU とか別府大学の方々が、留学生がおるわけですね。だから次の例えば 100 周年に向けて、100 周年のときにはそういう外国から来ている留学生なんかをみんな招待してそういう式典に参加してもらえると、またそれが次の社会に、世代につながっていくのではないかなというふうに思っていますので、またそれは 100 周年に向けてぜひしっかりとすばらしい記念式典になるようお願いして、私の質問を終わります。

○24 番（泉 武弘君） 議論に先立って、執行部の皆さんにお願いをいたしておきます。

こちらから見ますと、本当、皆さん暗い。このような表現はよくないかもしれませんが、本当に暗い。やはり議会というのは、議員の思い、執行部の行政の進め方、また行政の思い、こういうものをかんかんがくがくと議論するところによさがあるのですよ。何か見えていますと、この時間だけ過ぎればというふうに感じてならないのです。

それから、もう 1 点申し上げておきます。「言葉は言霊」というように、言葉には魂が宿ると言っているのです。皆さんがいろいろ説明されることを文書で読むでしょう。これでは全く心が伝わってないのです。それと同時に行政の熱意が市民に伝わらないのです。数字等の確認に当然ながら資料を見ることを私は批判しているわけではありません。思いとか方向性について、みずからの口でしっかり語ってください。これだけを、最初をお願いをしておきます。

さて、昭和 21 年当時、ベビーブームということで生まれました方々が、別にまた「団塊の世代」というふうに呼んでいますけれども、2015 年に前期高齢者になります。それで、さらに 2025 年には後期高齢者に実は移行するわけです。これがいわゆる今マスコミ等では言われている 2025 年問題になります。この 2025 年問題、後期高齢者が一気にふえるこの時期をどのように乗り切るのか、乗り切る施策を持っているのか、具体的にどう進めていくのか。ここらが喫緊で最重要の課題だと私は認識をしているわけです。

きょうは、この中で3万6,000人を超える65歳以上の高齢者の皆さんの健康づくりを具体的にどう進めるのか、こういう議論を深めていきたい、このように思っています。

さて、これまでの後期高齢者、75歳以上の皆さん方の医療費と介護費、13年間でどのように数字的に推移してきたのかということから、まず最初に確認をさせていただきます。

後期高齢者医療費は、平成21年度は179億円です。それで4年たった平成25年度では202億円と、5年間で23億円増加いたしています。そして、もちろんそれに伴って市の負担分もありますが、平成21年度12億7,000万円が、平成25年度13億円と、1.3億円増加をいたします。

続いて介護費を見ていきます、介護給付費を見ていきます。これは各事業期ごとになっていますから、2001年から2013年の13年間で振り返ってみたいと思います。2001年に介護給付費が55億円でした。ところが、12年たった2013年では102億円と、47億円増加をいたしています。それに伴って別府市の持ち出し、いわゆる税金からこの事業会計の給付費の持ち込む金額は、2001年の7億円から、2013年には13億円と、一気に6億円増加いたしております。

なぜ私がこのことを最初に確認したかといいますと、これまでの介護費では13年間、後期高齢者医療費では5年間、どのように数字が動いてきたかということを確認しながら先に議論を進めさせていただくためにこの数字をあえて引用させていただきましたけれども、この数字、間違いはないでしょうか。確認させていただきます。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

ただいまの数字については、間違いございません。

○24番（泉 武弘君） さて、そこで、国立社会保障・人口問題研究所が出しています「これからの日本の人口推計」と、各市町村の人口推計を見ていきますと、このようになります。別府市では、これは外国人居住者3,900人を除いた数字で議論させていただきます。2015年に別府市の人口が11万8,143人です。これが15年間たちますと、1万3,462人減ります。別府市の人口は11万8,000人から10万4,677人と、大幅に減少いたします。さらに25年後を見ますと、別府市の人口は2万3,483人減りまして、ついに10万人を割り込む。これが国立社会保障・人口問題研究所の人口推計で実は発表されています。

さて、この中で私どもが特に注目しなければいけないのは、先ほど触れました団塊の世代、いわゆる団塊の世代、昭和21、22、23年に生まれた、ベビーブームで生まれた方々が、今後後期高齢者になられますけれども、この数字が、2015年から15年間たつと約4,000人ふえていく、このようになっていきます。こうなってくると、これから先の後期高齢者の医療費、介護費というのが、後期高齢者人口の増加に伴って必然的に大幅にふえてくる、このようになるわけです。

そこで、お尋ねします。市は、これまで後期高齢者または高齢者の健康づくりとどのように向い合ってきたのか、このことを説明してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

これまでの高齢者の健康づくり事業は、健診によりあらかじめ健康づくりが必要な高齢者を把握し、保健指導や教室案内などを行ってまいりました。いわゆるハイリスクな方に向けたアプローチであります。しかし、高齢者全体の健康づくり支援において、何をもちて十分であるかというのは非常に難しい判断ではありますが、先進地の取り組みなどを見ますと、まだまだ十分ではなかったのではというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 1億7,600万円ですね、この健康づくりという予算に費やしている金額は。この1億7,000万円の中身を見ますと、実は1億7,000万円ではないのですね。この資料を見ていきますと、健康づくりに要している費用、介護予防の教室に関する経費、二次予防ですね、それと一次予防を含めても1,885万円しかないのです。

さらに内容を見ていきますと、スポーツ健康課がやっていますスポーツ指導員の報酬ですね。これは358万円しかないのです。健康づくり推進課がやっている1億円を超えるこの費用を見てみますと、ほとんどが健康診断とか健康教室とか訪問指導、このようになっているのです。2つに分けて議論をさせていただくならば、健康づくりという能動的な分を積極健康づくり、こういうふうに表示しますと、今言うような健康診断、このようなものは消極的健康づくりというふうに2つに分けさせていただきます。なぜ分けるかといいますと、健康診断というのは、健康づくりがうまくやったら診断もうまく乗り切ることができるのです。

そこで、平成26年度の予算を見ますと、平成25年度対比で大同小異、余り大きな変化がないのです。高齢者はふえていく、しかし予算は、それに伴って増額されていない。これはどういう理由があるのですか。説明してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

健康づくり関係の予算が年々膨大になることが予想され、限界を非常に感じております。そのため、市が主導で行う健康づくり事業のあり方を考え直すとともに、住民主体となった市民レベルでの健康づくり活動をふやし、きっかけづくりにシフトしていくため、予算上ではほぼ変わらないという状況となっております。

○24番(泉 武弘君) 議長、財政問題も一緒に次元ですから、絡めて質問させていただきます。

今、課長、あなたが、公が担うべきものには限度が生じるから、民間シフトをやりたい、こう言ったのですね、今。そういう答弁があったのです。私は、それは言葉だけだと思うのですよ。

次の実数をちょっと報告しますね。今、高齢者人口が別府市でどのようになっているかといいますと、65歳以上が3万6,859人です。70歳以上が2万7,114人、75歳以上が1万8,795人、高齢化率30.46%ということになっています。もう3人に1人が高齢者、こういう状況です。さらに介護度別認定者数、いわゆる介護の認定を受けている方々が、どのくらい別府にいますかという資料がありますけれども、要支援1の方が1,249名、要支援の2が838名、要介護1が1,218名、要介護2が1,128名、要介護3が809名、要介護4が778名、要介護5が709名の、合わせて6,729名の要支援、要介護者が今別府にいます。この中で特に意を用いていかなければいけないのは、要支援1と2です。この方々が要介護に行かないような支援体制をどうつくるか、このことが今最重要課題だと私は申し上げたのです。これは、平成26年度でもこの部分に重きを用いた予算編成になっていないのです。これで十分対応できるというふうに判断しているのですか。答弁してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

平成26年度の予算に関しましては、十分な予算ではありませんが、先ほど申しましたように、インフォーマルサービスと申しますか、民間活力の力もお借りしながら、市の予算と合わせた状況の中で高齢者の健康づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○24番(泉 武弘君) 今度の議会も、さきの議会もそうですが、行政は、「今検討しています」とか、「これから検討します」とか、「協議中です」とか、こういう言葉に終始するのですね。

ちょっと参考にお伺いしますけれども、浜田市長が市長に就任したときの平成15年、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計で、別府市の人口並びに高齢者人口というのは、どのように推移するというふうに記されていますか。もし御記憶だったら説明してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） 申し訳ありません、ただいまの数値については、手元に資料がございませんので、記憶にはございません。

○ 24 番（泉 武弘君） 市長、私が、「今から検討します」とか「今検討中です」とか「協議中」という言葉を使うけれども、それはおかしいではないですかと、こう言った。ここに人口問題研究所、あなたが市長就任当時に国立社会保障・人口問題研究所が、別府市の人口はこのようになりますよというのが出ている。2040 年まで出ている。人口は大幅に減少しますよ、後期高齢者は異常にふえますというふうに、ここの数字に出ている。ならば、雷が落ちたから高齢者がふえたのではないのですよ。地震があったから高齢者がふえたのではないのです。あなたが就任したときから高齢者の人口はこのようにふえますよと決まっていた。人口は減りますよと、こう決まっていた。ならば、行政として人口急減社会が到来する、そのための具体策をどうするのかということをつくらなければいけなかった。高齢者の健康づくりはしかとあるべきだという具体策をつくっておかなければいけなかった。「これから検討」では困るのです。私がいつも申し上げている「政治の貧困」というのは、そこを言っている。やるべきことをやらなかった。このことが問題だと私は指摘しているのです。

そのことを如実にあらわすのが、次の数字です。75 歳以上の後期高齢者の医療費の推計をちょっと参考的に申し上げます。2015 年に 75 歳以上人口 1 万 9,418 人、これが 2030 年、15 年間ですね、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に入ってしまった。これまでを計算しますと、3,717 人後期高齢者がふえます。これはもう最初から、さっき言ったように国立社会保障・人口問題研究所がそう言っている。そのとおりになる。増加率でいきますと、120%の増加なのです、15 年間で 120%増加。1 人当たりの医療費を見ますと、どうなるかといいますと、2015 年 111 万 5,000 円が、2030 年には 134 万円、何と 22 万 4,000 円もふえる。120%増加。

一番びっくりしたのは、ここなのですね。この 15 年間で医療費の総計がどのくらいになるかといいますと、2015 年に 216 億円のものが、2030 年には 310 億円、何と 100 億円近く伸びる。伸び率にして 143%。さっき言ったでしょう、人口推計で当然高齢者がふえることに伴って医療費、介護費がふえていきますよ、こう言った。そのとおりの試算が成り立った。

この私が今申し上げた後期高齢者医療費総計の数字に間違いがないかどうかだけ確認しておきます。答弁してください。

○ 保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

現行の制度のもとで推計した場合は、お見込みのとおりであります。

○ 24 番（泉 武弘君） 後期高齢者医療費も 140% 15 年間で伸びていく。このことだけでも大変大きな財政負担を伴うのです。市長、わかりますね。後期高齢者医療特別会計だけでは、単独で収支整いません。一般会計、税金から補填をしなければ会計運営ができない。利用者負担が増嵩する、こうなるのです。

次に議論をさせていただきます介護給付費ですね。これを見たときに、「慄然」という言葉がありますね、もう本当、震撼する数字になります。これを 4%の介護給付費分、伸びを前提にして議論します、介護給付費 4%の伸びとします。これでいきますと、2014 年に保険料が年間 6 万 6,800 円です。これが、5 年後の 2019 年には保険料が 6 万 9,800 円に上がります。これは 3,000 円の増額です。さらに 9 年後を見ますと、保険料の年額は 7 万 8,500 円、何と 1 万 1,700 円ふえます。

さらに見ていきますね。10 年後を見ます。10 年後の 2024 年、介護保険料の年額は 9 万 1,000 円です。何と 2014 年対比で 2 万 4,200 円の増額になります。

さらに見ていきます。15 年後を見ていきます。15 年後には介護保険料の年額 10 万 2,300 円で、何と 3 万 5,500 円の増額になります。

もうちょっと見ましょうか。15 年後を見ます。15 年後は、現行 6 万 6,800 円に対して

11万9,900円で、5万3,000円現行よりもふえるということになる。

せっかくだから、20年後も見てみますね。20年後を見ますと、介護保険料が年額14万円になります、14万円になる。もうここらになると、これは暴動が起きてもおかしくないな、こういう数字になってきます。

さらに24年後を見ます。24年後というのは2038年になりますが、年額15万7,500円になります、介護保険料が。

さらに25年後まで、せっかくだから説明させていただきますと、介護保険料は、市長、何と年額17万9,100円になります。

これが、高齢者医療と介護給付の将来試算の実態なのです。このことを処理する具体策を論じる前に、さきに介護保険料の改定が行われました。その際に市民から多くの御意見、批判が寄せられたと思いますけれども、その内容や件数はどうだったのか説明してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

第5期の介護保険料改定時、ちょうど今から2年前になりますが、42.9%もの増額となり、金額の確定通知を行った4月当時、およそ10日間で348件、また6月の納付通知を行ったときは、1週間で500件を超える苦情や問い合わせをいただいております。

○24番（泉 武弘君） 今回4%増加という試算でいっても、もう市長、介護保険加入者は、負担能力の限界をはるかに超えている。超えていながらどういう制度かといいますと、最初から年金から引き落としなのです。抵抗しようもできない。それは、一番怖いということはこのことなのです、国民年金受給者は、大分県18市町村の中で別府市が一番低いのです、年金受給者の平均所得額が。別府では年間60万2,000円しかないのです。大分県の18市町村で最下位なのです。この方々からこの年金額を引き落とした場合に生活ができない。生活ができなかったら、どこに行くのか。生活保護に移行するのです。最悪の事態になることは間違いない。

そこで、お尋ねします。今申し上げたような介護保険料の増額に対して、いわゆる利用者が負担能力の限界というのは、行政はどの辺だと見ていますか。これが1点。

それから第2点目に、利用者の負担だけでは乗り切れないのですね、この介護保険事業というのは。市は、どのくらいまで一般財源からこの介護保険事業に繰り出して事業収支を整わせていこうとしているのか。その官対利用者との比率はどのくらいを適当と思っているのか、答弁してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず最初の御質問でございますが、これだけの介護保険料の増額になりますと、非常に厳しい状況であるというふうに認識しております。負担の限度額ということは、個人によってそれぞれ違いますので、その金額については非常に答弁が難しいというふうに思っております。

また、次に介護保険料の費用負担の問題でございますが、法によりその割合は定められておりまして、介護給付費全体の12.5%を市が負担し、50%を介護保険料、つまり皆さん、第1号被保険者、第2号被保険者で賄っており、残りを国及び県が負担しております。この負担割合を堅持するためにも、高齢者の健康づくりをこれから積極的に行っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） この介護保険制度がスタートしたのですね、現役世代が負担しますよ、税から負担しますよ、利用者が負担しますよ、こういう負担区分によってスタートしたのです。ところが、現実には介護保険料に対して利用者が負担能力の限界を超えている。だから、さきの改定のときにそれだけ多くの苦情や意見が寄せられたわけでしょう。これ以上改定をして上げたとしても負担できない。負担できなければどうするのか。別府市の

税金から補填することができるかといいますと、それがなかなか難しいのですよ。なぜ難しいのか。今でも経常収支比率 95.1、余剰財源が 13 億円ぐらいしかない。この中で介護保険事業に特化をして税金を入れていく。これが許されるかといいますと、なかなか厳しい。なぜそうか。それは、一番問題になっている公共施設が既に経年劣化をして老朽化が進んでしまっている。これは行政の責務として利用者の安心・安全に応える責任があるのでしょう。このことは避けて通れないのです。

ここにあります公共施設白書で見ていきますと、別府市の場合、50 年以上経過した施設が 8 %、40 年から 49 年が 13 %、30 年から 39 年が 35 %。好むと好まざる、対応できる、対応できないは別にして、対応しなければいけない公共施設を市が持っている。

それから、この議会でも何人かが指摘しました。別府中央小学校の問題はどうするのですか。今まさに東南海地震の発生確率 70 %を超えている中で、あのまま学校を残すのですか。警察署は、既に 6 月に駅裏で新しく事務を始めましたね。警察署があそこに移ったのは、津波被害を避けるため、こういうのが 1 つの理由にあるのでしょうか。屈強な警察官が駅裏に移って、児童が学ぶ学校が海岸線に残ったままなのですよ。どうするのですか、これ。

きょうも学校のエアコン設置の問題、言いましたね。中津は、既にエアコンを設置しましたね。別府市の場合、現在の概略試算ですが、10 億円でしょう、10 億円でできるのでしょうか。幼稚園、小学校、中学校、できるのでしょうか。トイレなどで、子どもが学校にいてトイレが使えないからといって家まで帰った子どももいるのでしょうか。このトイレ改修費用は概算で 6,000 万円でしょう。11 億円近くでこのような学校の環境整備ができる、またやらなければいけないのですよ、市長。

また、市長、鳴り物入りでやりましたね、誰もが安心して暮らせるまちづくり。障がいを持っている人も高齢者も女性も幼児も、全部安心して暮らせるまちづくりをしましょう、こう言ったのでしょうか。全国で 4 番目とかいって、そこで市長は大言壮語しましたよね。道路の段差解消、傾斜解消、公園のバリアフリー、これとてかなりの金がかかるのです。

さらに防災対策。これは喫緊の課題、もう避けて通れない。地震とかそういうものは、あってから対応しようではだめなのです。これらに要する費用は莫大なものなのです。中央浄化センターのコアと言われる中央浄化センターと 5 つの動力ポンプですね、中継の。これだけで 20 億円かかるのでしょうか。こうして見ていったら、介護保険事業が苦しいからといって別府市の一般財源から持ち込むというのは大変きついのです。そういうふうには財政統計はなりません。見解をお聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今さまざまな指摘をいただいたところであります。人口の減少、すなわち納税者数が減れば地方財政に大変厳しい状況が生まれてくると思われまます。また固定資産税は、個人住民税と違って人口の減少に影響を受けにくいと言われておりますけれども、なかなか増収が見込めるような経済状況ではありません。一方で社会保障関係費は、人口が減少してもこれを減らすということはかなり厳しい、むしろ増大していくことは確実だと思われまます。

したがって、これからは住民 1 人当たりの満足度を高めながらコストを削減していくというような創意工夫が求められると思います。また、公共施設の整備統合も避けることができません。市有地の活用によって歳入の確保、あるいは地域特性を生かしながら人口の減少を緩和していく政策も必要だと思います。大変厳しい財政状況、限られた財源の中で市民ニーズに優先順位をつけるということは、大変困難な作業でございますけれども、今指摘があった介護保険それから医療の問題、そういった高齢者政策にも取り組んでいかなければならないと思いますけれども、収支不足が出る分につきましては、基金それから起債等を活用して、財政当局として最大限対応していきたいというふうに考えております。

○ 24 番(泉 武弘君) あなたが責任者になって出している別府市の財政中期見通しですね、これでいきますと、地方税も大幅に減少するのですね、平成 29 年までに。事業収支が整わないから基金取り崩しを 71 億円しましょうと、こういうことなのです。そして、道路、公園、市営住宅等の投資的経費が、42 億円が半分の投資額になるのです。これは、あなたのほうが出している財政中期見通しですよ。ここまで行き詰まっているのです、どんなに考えても。

その中で、行政の責務としてやらなければいけない公共施設の改修とか防災対策とか高齢者の健康づくりを優先しなければいけないのに、なぜ旅館の耐震改修に 1 億円も出したのですか。今後、大型旅館の耐震改修・改築にどのくらい補助金を出す見通しですか。聞かせてください。

○建設部長(岩田 弘君) お答えいたします。

本年度と来年度の合計の予想額といたしまして、約 5 億 5,600 万円となっております。

○ 24 番(泉 武弘君) いいですか、1 億円今年度予算化しましたね。あと、また 5 億円旅館の耐震改修に市民の税金を使って補助を出すのでしょうか。私は、あなた方は間違っていると思う。営利企業ですよ、旅館は。市長は、基幹産業だから出しますと、こう言ったのです。それで、この基幹産業で宿泊能力を持っている施設が、もしものことがあれば困ると言いましたね。市長、別府市で大型旅館の倒産、何軒もあったですね。今どうなっていますか。次々に経営者があらわれて実際営業しているでしょう。この 6 億円になんなんとするような旅館の耐震改修費用に市民の税金を使うのはやめてください。それよりも、今言うように公共施設の耐震化、学校の子どもたちのためのエアコン設置、または便所等の環境整備、それで、あなたが鳴り物入りで言った、障がいがある人もない人も安心して暮らせるまちづくり、これらを優先してくださいよ。

私は自信を持って言い切ります。あなたたちの財政運営は間違っている。市民は、そんなことは望んでいない。市民は、納めた税金は私らの福祉に返してください、こういうことを望んでいる。それはもう、絶対間違っているということだけ指摘しておきます。

さて、きょうの本題に移ります。

そこで、高齢者の介護・医療を縮減していく方法とすれば、健康づくり以外にないのですよ。健康づくりをこれから先具体的にどのように進めていくプランをお持ちなのか。もしお持ちであれば、そのプランを実施したときに介護、高齢者医療費の縮減効果というのはどのくらい見込めるのか、具体的に答弁してください。

○高齢者福祉課長(中西康太君) お答えいたします。

それぞれの課において実施しました健康づくり事業の参加者につきましては、運動能力が向上したり健康数値がよくなったりと、それなりの効果は出てきておりますが、健康づくりに参加されない高齢者がまだまだたくさんおりまして、市全体としての医療費や介護給付費の抑制には至っておりません。

また、介護給付費や医療費の削減効果につきましては、科学的根拠に基づいた数値がございませんので、計算はできていない状況であります。

○ 24 番(泉 武弘君) 課長、そうなのですよ。別府市は、健康体操を中心に健康づくりというのを今、市長、やっているのです、今やっています。ところが、この健康づくりを始めたときとそれを終了したときの健康度がどのように変化したのか、どういうプログラムによってやったからこういう結果が出たのかというのが、いわゆる判然としないのです。

そこで、この基本的な考え、何点か確認しておきますが、健康づくりというものを考えるときに価値観の共有、健康というのはありがたいものだ、この価値観を共有するというのがまず 1 番なのです。

それから、共通の目標を持つ。個人としては、糖尿病の方は歩くことによってこういう

ふうに解消されるのですよ。メタボの人はこのように解消されるのですよという目標値を個人ごとに指導プログラムによって形成する。

そして、地域目標ですね。最近、大変うれしい記事が出ていました。内竈の健康見守り隊、これは、もう本当に拍手をしたいぐらい。それから朝見プロムナード事業、朝見の皆さんが区内を歩いて健康を推進する、こういう住民の皆さんの取り組みも出てきた。

さきに健康づくり推進課の課長と市長のお膝元、鉄輪東町の健康づくり教室に行かせてもらいました。もう中に入れないうらいなのですね。こういう大きなうねりが起こりそうな気がしているのです。それには、市長、まず大事なことは、健康に対する意識の共有、それから健康づくりの目標、そして、それをやることの科学的な根拠、これらがなければ、ただ健康づくり教室に参加したというだけに終わるのです。満足感が得られない。ここらでどうするかが今問われているのですが、お考えを聞かせてください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

意識や行動の併用には、まず健康づくりに感心を持つようになるきっかけというものが重要であると考えております。生活習慣病予防のためにも、歩くなどの運動習慣の定着が重要であり、誰もが取り組める内容を現在検討しているところでございます。また、個人の健康に対する意識の向上のためには、身近な人の声かけや誘いが効果的であり、地域における健康づくりのリーダー育成などを検討しております。

現在、亀川地区を健康づくりモデル地区として、住民同士で健康づくりを進める目的で「健康づくり広め隊」を設置し、活動を行っております。このような住民みずからが知恵を絞って活動を提案し、自主的な考えのもと取り組まれた活動をもっと全市的に広げたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 皆さん、私と健康づくり推進課、高齢者福祉課、それから保険年金課、スポーツ健康課だけが議論の対象と思ったら大きな間違いですよ。生活習慣病の中に喫煙というのがあります、喫煙。ちょっとこの議場にいらっしゃる執行部の皆さん、たばこを吸っている方は、手を挙げてくれませんか。（挙手する者あり）もう一回挙げてください。（挙手する者あり）はい、わかりました。

生活習慣病の中に喫煙というのがある。私が皆さんになぜ手を挙げてもらったか。実はこの議場に来ている方のところに私が、沖縄から帰った、もう三十何年前にお伺いした。それで、その方と話しているうちに、たばこの灰皿がいっぱいになった。「やめようか、これ、悪いよ」、私はその場でやめて今日になった。

皆さんが、「健康づくりは喫煙の課題、最重要」と言いながらたばこを吹かしている。これでは市民に対して説得力も何もないですよ。職員課長は、おられないかな。職員課長に僕は言いましたよ。地下の駐車場の横に喫煙室がありますね。地下に行ったら煙で前が見えないぐらいたばこを吸っているの。これで行政が、別府市政が本当に健康づくりに取り組んでいるということを、あなたたちは市民に対して言えますか。

副市長、あなたが音頭をとって、「まず健康づくりは市の職員から」というスローガンでたばこをやめてください。個人の嗜好はあると思いますけれども、よくない。何か、あなたはこっちから見ると、煙に巻かれているような感じがするのです。（笑声）もうやめてください。もうたばこだけはやめてください。本当にたばこは有害です。これは表示にもそう書いているでしょう。ぜひともやめてください。

それは別にして、この視点ですね。今回このまちづくりフォーラム、市長、2月17日に大分市が主催してやったのです。これは筑波大学の久野先生や有名なパネラーが来て、健康に対するフォーラムをやった。それで久野先生が、久野教授が講演をしたのです。この中で、本当、目からうろここというのです。こう書いているのです。健康に対する基本的な考え方ということで、久野先生はこう言っています。「少子高齢化、人口減少社会におい

ては、高齢になっても地域で元気で暮らすことができること、それ自体が社会貢献である」、こう位置づける。それで、次に、「さらに自分の経験や能力を生かして人の役に立つ喜びをいつまでも感じて健康維持をすることは、生きがいを持った生活を過ごすことになり、個人としても、社会としても双方にメリットがあります」、こうなっている。

私は、この言葉というのは本当に重いな、こう思うのです。確かに高齢者になって健康で暮らすという、そのことが社会貢献という考えは、先ほどの高齢者医療費、介護のみならず、社会貢献、地域貢献ということから考えても、これはすばらしいことだな、こう思うのです。

そこで、「3対7の法則」というのがあります。健康づくりに参加する人は3割、健康づくりに参加しない人が7割、こう言っています。一番冒頭に高齢者福祉課の中西課長が答弁したのは、今別府市が取り組んでいるのは、健康づくりにハイリスクの人を対象にしていますよ、こう言った。あとの7割の人を対象にしていないのです。7割の人が大事なのですよ。この人たちは、健康というものがいかに自分の人生で大きなウエートを占めるかという、その意識を変えるきっかけに気づいていない。それから、その健康教室に参加しようという意識を持つに至っていない。これが大事なのです。この取り組みをどうするのか、答弁してください。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり「7対3の法則」、久野教授の考えを自分も読ませていただきました。これまで行政は3の方、いわゆるハイリスクの方に対するアプローチばかりを行ってきて、全体の健康度を上げるといふ、底上げをするといふ、そういった方策にかなり欠如していたのではないかと思います。これからは、もちろん3割の方へのアプローチも必要ですが、7割の方、全体への健康度を底上げする、そういった取り組みも同時に行っていくという考えが必要ではないかというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） お願いだから、そういう考えが必要ではないでしょうかというような答弁をしないでください。さっき言ったでしょう。市長が就任したときに人口推計で高齢者がこのようにふえるのですよということを出ているわけです。12年たって、その健康づくりプログラムが具体的にできていない、目標もできていない。「健康21」といって国が大々的にやったものが、効果が出ていないわけでしょう。別府市だけせめて、そうだな、別府市の健康づくりの具体策は他の模範になるなというようなものを今つくらなかったら、来るべき2025年に対応できないのです。そんな悠長なことを言っておれないのです。そうでしょう。その意識の醸成ですね、健康づくりに対する住民の意識醸成にどのように取り組みますか。お考えを聞かせてください。

○副市長（中尾 薫君） 余り説得力がないかなと思いますけれども、私から答弁させていただきます。

議員が、まず最初に言いました価値観というものの、健康というものを、「健康の幸せ」と書いているというものを読みましたが、実はうちの父も91歳ですが、元気です。たばこは吸いません。酒は飲みます。ただし、やはり父の健康は、家族の幸せであります。皆さん方が健康であるということは、社会にとってもとても大きなことであるということをお私自体も、父を通じてつくづく感じております。

人口減社会という大きな問題については、市としても当然備えるべきであります。今まで国も、おっしゃっていたように国立社会保障・人口問題研究所の人口推計というのは、ほとんど当たります。当たっていないながら放っておいたといったらおかしいのですが、そういう状況もあったのではないかと思います。もう団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題は、喫緊の課題です。そういう中で私としては、全体を統括する職位ですから、行政経営会議、部長会の、これは人口問題、人口減少と、それにかかわる大きなキーワード

である健康というのは、行政経営会議マターだというふうに実感しております。それはどういうことかといいますと、行政経営会議の私の考え方は、全体の運営を行う金と人というものを所管しながら、各課全部にわたる、また全体的に将来の課題となるものを所掌する場所だというのが私の位置づけであって、それを総括するのは、座長である私でございます。その中の1つは、大きなテーマが健康づくりでございますので、そこで、今、部長さんたちにお願ひして、さきの行政経営会議で人口問題の考え方を一回話しながら、今度の行政経営会議で1つの各課題を提出してもらおうようにしております。そういう中で健康とどう結びつけるかというのを、事業を施策として展開することを、私の1つのまた目標として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 副市長が就任してから、行政が動き出したのですね。それはもう実感として私は持っています。課題を避けないのです、あなたのいいところは。課題に向かっていく姿勢が見える。これは、僕は大変評価をしています。今の答弁も大変僕は突っ込んだ答弁だと思います。ただ、惜しむらくはタバコがね、（笑声）あなたの健康を害している。

それで、今お父さんのことを触れられましたけれども、あなたと並んだら、あなたがお兄さんで、お父さんが弟さんというぐらい健康ですね。やっぱりお父さんを範として、健康づくりは大事だ。だから、部課長会、行政経営会議で、今やらなかったら大変なことになる。今以外チャンスがないということで叱咤激励して、具体策を早急につくっていただけるのかどうかだけ答弁してください。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

ちょっと消極的な話し方で恐縮ですが、行政経営会議、私の役目は、全体と個々を結ぶところが大事です。それは当然考えなければいけないのですが、1つの大きなテーマとして健康づくりを考えておりますので、組織、事業、シンボル事業も含めてどうできるかというのをまとめていきたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 副市長、「スマートウェルネスシティ」という言葉がありますね。そこに暮らすことで健康になれるまちづくり、これは見附市なんかがやっているのです。筑波大学と筑波大学が出資している株式会社ウェルネスという2つの法人が、一体化して健康推進事業をやっている。ここに参加している市は、伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市など14市ぐらいあるそうです。これは何を求めているか。科学的根拠に基づいた健康づくりということなのです。

どうですか、職員課と協議して、健康づくりは最重要課題です、筑波大学に研修に行かすぐらいの意欲を持って取り組んでほしいな、こういう願ひを持っていますので、ぜひとも行政経営会議でこのこともひとつ問題にさせていただきたいな、こう思っています。

さて、健康問題ですね。これは本当に最重要です。この健康度を上げないと、別府市の財政に大きな負担がかかります。別府市は、負担がかかられるほど体力がないのです。そうなれば、介護保険事業そのものが崩壊するということになります。本当、根性を据えて取り組んでください。言葉ではだめ、根性を本当、据えて取り組んでください。

それから最後に、非常に最近気になっていることがあります。募金、寄附金ということの取り扱いを各自治会に要請しています。ところが、自治会では住民の高齢化、役員の高齢化で募金活動がままならないから、自治会の会費をもって募金相当額を自治会費に計上しているところがあります。これは、私は募金という精神から逸脱していると思うのですよ。先ほど言いました年金生活者が4,800円程度の自治会費を納めます。それは自分が住む地域のいろいろな行事に私は自治会費を納めますよ。それを天引きみたいに最初から募金に充当するものを予算計上する。予算計上するように社会福祉協議会が目標額を設定して、これが今年度の目標額ですよというようなことを示す。だから、自治会長は対応できないから、それを自治会費から充当していつている。これは本来の募金、寄附金の趣旨か

ら外れているというふうに理解しますけれども、どうですか。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、募金の性質というものを鑑みますと、自治会費の中から支出するというのは、非常に難しい、考えるべきところもあるのではないかと思います。同じく御指摘いただいておりますように各自治会の役員の高齢化、それから各組長さんの負担等を考えますと、こういう自治会費からの支出もやむを得ない部分もあるのではないかと思います。

それから、また、あと各自治会の総意で決められた事項でもございますので、いたし方ないのかなというふうにも考えております。

○24番（泉 武弘君） 総意ではないのですよ、総意ではないの。本来はこの議場みたいに議員全員が参加して、1年間の予算・決算をするのであれば、それは総意と言えますけれども、自治会に関心ない人は、自治会費だけ納めて行かないのです。だから、「総意」という言葉は使わないでください。自治会費は、いわば我が町の自治業務に対して自分が負担金を出すということですから、それと募金にそれを転用するというのは、別次元の問題。やはりこの機会に、赤十字の募金とかいろいろな募金がありますね、市長、これがスタートしたときの年齢構成、人口構成から見ると、現在の高齢者3万6,800人いる別府市の人口構成から見たら、これもやっぱり変わっていかねばいけない。

この機会に言うておきます。あなたたちは自治会をいように使っている。便利な団体。はい、温泉まつりが来ますよ、温泉まつりの寄附金も集めてください。交通安全週間ですよ、はい、あした立ってください。もう全てのことを自治会におんぶにだっこ。もうそろそろ見直しませんか。自治会は便利団体ではないのですよ。これはもう、自治会長さんは月に大体15日から16日ぐらい出るそうです。そのほとんどが別府市の末端の仕事をしなければいけない。もうそろそろ自治会とのあり方を考えませんか。

それともう1つ、募金。募金を自治会から、自治会費から取るのだけはやめてください。これは必ず大きな問題になります。これだけ厳しく指摘をしておきますし、改善方を求めておきます。

さて、きょうは、高齢者の健康づくりという視点で医療費、介護費の伸び率を見てみました。まさに医療費については150%、介護費については80%15年間に伸びていきます。そして、介護保険料については天文学的に数字が上がっていきます。もうこれは利用者の負担能力の限界をはるかに超えています。これをこれ以上利用者に負担を求めるということは、市長、できないのですよ、それはもう負担能力を超えているわけですから。ならばどうするか。高齢者の健康づくりに乾坤一てき、行政の全てを投入してでもやる。その牽引役は、1,400人いる正規職員、非常勤職員、臨時職員がその範を示していく。そのくらいのことをやらなくて、健康都市がつくれますか。

私は、きょうの議論を通じて市長、副市長が、これは大変なことだと、もちろん部課長もそうですが、これは大変なことになるぞ、よし、早速具体案を年度内につくって、来年度から実行するぞというような決意をする機会であってほしいな。このことを願って、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。あす6月18日から6月22日までの5日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、6月23日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、あす6月18日から6月22日までの5日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、6月23

日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 58 分 散会